

第6回社会保障審議会年金部会 2023年7月28日

資料1

# 遺族年金制度

## 厚生労働省 年金局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 資料の構成

1.	遺族年金制度の概要	$\bigcirc$	女性を取り巻く社会経済状況
•	遺族基礎年金の目的3		就業率の推移(女性)3
•	遺族厚生年金の目的4	•	女性の労働力率の変化(全体と配偶関係別)4
•	遺族年金制度の概要① 遺族基礎年金5		共働き世帯数と専業主婦世帯数の推移(妻が64歳以下の世帯)4
•	遺族年金制度の概要② 遺族厚生年金6	•	
•	中高齢寡婦加算の概要7		下の世帯))4
•	遺族に対するその他の給付の概要8		- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
•	現行制度における遺族年金制度の支給対象者9	•	2000 X X X X X X X X X X X X X X X X X X
•	遺族年金の生計維持要件について10	•	73.7 ID X ID
•	標準報酬月額の分布(男女別)1 1	•	
•	(参考)「生計維持関係」を要件として用いている給付1 2	•	
•	遺族年金の支給状況13	•	死別世帯における母(父)および世帯の年間収入4
•	遺族年金の制度別・年齢階級別 構成割合1 4	4.	遺族基礎年金
2.	遺族年金制度の改正経緯・課題	•	【再掲】年金部会における議論の整理(平成27年1月21日)における指摘(遺族年
•	主な遺族年金制度の改正経緯16		関連)5
•	年金部会における議論の整理(平成27年1月21日)における指摘(遺族年金関連	•	, 遺族基礎年金受給者数 配偶者・子別5
	)1 7	•	
•	社会保障審議会年金部会における議論の整理(平成27年1月21日)(抄)18	•	遺族年金の失権事由・支給停止事由5
•	社会保障審議会年金部会における議論の整理(令和元年12月27日)(抄)19	•	昭和60(1985)年と令和2(2020)年の比較(30歳・50歳時配偶状況)5
•	これまでの年金部会における主なご意見(遺族年金)20	•	年次別離婚件数
3.	遺族厚生年金	5.	諸外国の事例
•	【再掲】年金部会における議論の整理(平成27年1月21日)における指摘(遺族年	•	70. 三面目に6577 0. 三面   10. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10.
	金関連)24	•	のと語言のと派十並の相目の任 <b>旧に応</b> じた正在 5
•	遺族年金の男女の要件の違いについて	•	先進諸国におけるこれまでの遺族年金の見直し
0	受給者の実態	•	欧米諸国において遺族給付の支給要件における男女差が解消された年…6
•	遺族年金の続柄・年齢階級別 受給者数(配偶者・65歳未満)2 7	•	フィンランド遺族年金の制度改正(2022年実施)
•	遺族年金の続柄・支給状況別 平均年金月額(配偶者・65歳未満)28	•	先進諸国における男女別労働参加率・男女間の賃金格差
•	遺族年金の続柄・年金額階級・支給状況別 受給者数(配偶者・65歳未満) …29	•	先進諸国におけるパートタイム雇用と最低賃金 6
•	(参考)遺族年金の年齢階級別 受給者数及び平均年金額(夫・65歳未満)30	•	先進諸国における女性の有期雇用比率
•	(参考)遺族年金の年齢階級別 受給者数及び平均年金額(妻・65歳未満)31	(参	考)遺族年金制度に関連する議論・国会審議 67
•	遺族厚生年金のみ受給者の被保険者死亡時における年齢階級別 受給者割合 …32	()	от предотримента предвида пред
•	遺族年金受給者(65歳未満)の就業状況		
•	遺族年金と老齢年金の続柄・併給状況別 平均年金月額(配偶者・65歳以上)…36		
•	遺族年金と老齢年金の続柄・年金額階級・併給状況別 受給者数(配偶者・65歳以		
	上) 3 7		

- 1. 遺族年金制度の概要
- 2. 遺族年金制度の改正経緯・課題
- 3. 遺族厚生年金
  - ○受給者の実態
  - ○女性を取り巻く社会経済状況
- 4. 遺族基礎年金
- 5. 諸外国の事例

(参考)遺族年金制度に関連する議論・国会審議



### 遺族基礎年金の目的

#### 遺族基礎年金

• 遺族基礎年金は、主たる生計維持者である国民年金の被保険者等が死亡した場合に、子を抱えている配偶者や自らの生計を維持することができない子に対し、生活の安定を図ることを目的とする。

#### 参考

• 母子年金は、一家の中心となって働く夫が死亡した場合に、その<u>妻子を路頭に迷わせることのないよう生活の安定</u>をはかることが必要であるので、その妻子に対して支給される給付である。

(出典) 小山進次郎『国民年金法の解説』(昭和35年(昭和34年初版))

• 母子年金は、一家の中心となって働いていた夫が死亡した場合に、<u>残された妻子について生活の安定を図る必要が</u>あることから、その妻に対して支給される給付である。

(出典)有泉亨・中野徹雄『国民年金法〔全訂社会保障関係法2〕』(昭和58年(昭和28年初版))

- 母子年金は、一家の中心となって働く夫が死亡した場合に、<u>残された妻子が路頭に迷うことのないよう、</u>また、子を抱えているために生活の資を得ることができない妻に対し、<u>一定の所得を保障することを目的とする</u>年金給付である。 (出典) 国民年金三十年のあゆみ(平成2年)
- 配偶者に対する遺族基礎年金は、「18歳未満の子」と生計を同じくする場合にしか支給されないため、「母子年金」又は「父子年金」としての性格をもっている。子がいなければ支給されない理由について、吉原(1987)は、18歳未満の子のあるなしで生活困窮度に大きな違いがあること、子がいなければ自立や再婚も比較的容易であることを挙げている。(中略)「18歳未満の子」に対する遺族基礎年金は、国民年金の被保険者等の配偶者に遺族基礎年金が支給されない場合に支給されるため、「遺児年金」としての性格をもっている。

(出典) 堀勝洋『年金保険法(第5版)』(令和4年)

## 遺族厚生年金の目的

#### 遺族厚生年金

• 遺族厚生年金は、主たる生計維持者である厚生年金の被保険者等が死亡した場合に、その遺 族に対し、従前の生活を保障することを目的とする。

#### 参考

- 老齢のためとか重い廃疾のために働くことができなくなり、老齢年金又は障害年金の支給を受けている者が死亡すると、そのごく身近の遺族に遺族年金が支給される。また、働き盛りの被保険者は妻子を扶養しているのが普通であるが、このような一家の中心たる働き手が死亡した場合にも、その妻子を路頭に迷わせることのないよう生活を保障する必要があるので、やはり遺族年金が支給される。
   (出典)厚生年金保険法解説(昭和29年)
- 厚生年金保険等の被用者年金においては、その世帯の生計費用は、被保険者(おおむね世帯主である)の報酬によって賄われ、その家族は、その者によって扶養されている。したがって、自営業者等と異なり、被保険者の死亡は、たちまち残された家族の生活を困難に陥らせるため、被保険者が、老齢・障害により稼得能力に減損を生じた場合と同等、場合によってはそれ以上に、その生活保障の必要性が高い。

(出典) 有泉亨・中野徹雄『厚生年金保険法〔全訂社会保障関係法1〕』(昭和57年(昭和28年初版))

• 死亡給付(遺族年金、遺族厚生年金)は、働き盛りの被保険者、老齢年金または障害年金の受給権者が死亡した場合、その妻子等遺族の生活の安定を図ることを目的とした年金給付である。

(出典) 厚生年金保険五十年史(平成5年)

• 遺族厚生年金は、(報酬比例の年金であり、遺族の)<u>従前の生活をある程度維持できるようにするため</u>の年金である。 (出典) 堀勝洋『年金保険法(第5版)』(令和4年)

### 遺族年金制度の概要① 遺族基礎年金

#### 1. 支給要件

遺族基礎年金は、次の①から④のいずれかに該当する者が死亡した場合に支給される。

- ① 国民年金の被保険者
- ② 国民年金の被保険者であった者で、日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満である者
  - ※ ①、②については、保険料納付済期間等が3分の2以上を条件とする。 なお、令和8年3月31日までの間の経過措置として、死亡日の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納 がない場合は上記要件に限らず支給される。
- ③ 老齢基礎年金の受給権者(保険料納付済期間等が25年以上である者に限る)
- ④ 保険料納付済期間等が25年以上である者

#### 2. 支給対象者

死亡した者に生計を維持されていた次の遺族に支給される。

- ① 子のある配偶者
- ② 子(生計を同じくする父母がある間は支給停止)
  - ※ 子とは、18歳到達年度の末日までにある子または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子。
  - ※「生計を維持されていた遺族」とは、①死亡した被保険者と生計を同じくし、②恒常的な収入が将来にわたって 年収850万円以上にならないと認められること、という要件を満たす遺族をいう。

#### 3. 年金額(令和5年度) ※67歳以下の方(新規裁定者)の場合

795,000円(老齢基礎年金の満額と同額)+子の加算額子の加算額:第1子·第2子···各228,700円 第3子以降···各76,200円

## 遺族年金制度の概要② 遺族厚生年金

#### 1. 支給要件

遺族厚生年金は、次のいずれかに該当する場合に支給される。

- ① 厚生年金保険に加入中に死亡したとき
- ② 厚生年金保険に加入中に初診日のある病気・けがで5年以内に死亡したとき
  - ※ ①、②に該当する者について、亡くなった月の前々月までに被保険者期間がある場合は、遺族基礎年金の保険料 納付要件を満たしていることが必要。
- ③ 1級・2級の障害厚生年金の受給権者が死亡したとき
- ④ 老齢厚生年金の受給権者(保険料納付済期間等が25年以上である者に限る)または保険料納付済期間等が25年以上である者が死亡したとき

#### 2. 支給対象者

死亡した者に生計を維持されていた次の遺族に支給される。

- ① 子のある妻、または子(遺族基礎年金を受給できる遺族)
- ② 子のない妻 ※ 夫の死亡時に30歳未満で子のない妻は、5年間の有期給付
- ③ 孫
- ④ 死亡当時55歳以上の夫、父母、祖父母(支給開始は60歳から)
  - ※ 遺族基礎年金の支給対象となっている夫の遺族厚生年金は、55歳から支給される。
  - ※ 子とは、18歳到達年度の末日までにある子または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子。
  - ※ 「生計を維持されていた遺族」とは、①死亡した被保険者と生計を同じくし、②恒常的な収入が将来にわたって年収850万円以上にならないと認められること、という要件を満たす遺族をいう。

#### 3. 年金額(令和5年度)

死亡した者の報酬比例の年金額 × 3/4

- ※ 報酬比例の年金額は老齢厚生年金の計算による。 ただし、支給要件①~③の場合、被保険者期間が300月未満である際は300月とみなして計算する。
- ※ 夫の死亡時に40歳以上(④に該当する場合、夫の被保険者期間が20年以上)で子のない妻 等には、65歳までの間、遺族基礎年金の額の3/4(令和5年度:596,300円)が加算される (中高齢寡婦加算)。
- ※ 自らの老齢厚生年金の受給権が発生した者は、以下の方法 で併給調整される。
- ①自らの老齢厚生年金は全額支給。
- ② 次のAとBのうち、いずれか高い方の額が自らの老齢厚生年金よりも高額の場合、①との差額が遺族厚生年金として支給。
  - A. 遺族厚生年金(配偶者の老齢厚生年金の3/4)
  - B. 遺族厚生年金の2/3(配偶者の老齢厚生年金の1/2)と自らの 老齢厚生年金の1/2

### 中高齢寡婦加算の概要

### 中高齢寡婦加算

#### 1. 制度趣旨

- 昭和60年改正による基礎年金制度の導入により、遺族年金についても、一階部分が全国民共通の基礎年金、二階部分が報酬比例年金という現行の二階建ての仕組みとなった。この結果、国民年金法による遺族基礎年金が子のない妻には支給されず、また子のある妻であっても子が要件を満たさなくなれば遺族基礎年金の受給権を失うことになるため、中高齢であって就労が困難である寡婦について重点的に給付を行うために設けられた。
- 中高齢の寡婦の遺族厚生年金に加算を行うのは、夫によって生計が維持されていた中高齢の妻は、夫が死亡した後に就労して十分な所得を得ることが現状では困難であるからである。また、遺族基礎年金が支給されない場合は、遺族厚生年金だけでは生活を営むことが困難であるからである。(堀勝洋『年金保険法 基本理論と解釈・判例[第5版]』)

#### 2. 支給要件等

中高齢寡婦加算は、以下のいずれかに該当する妻が、65歳未満である期間中(※1)支給される。

- ・夫の死亡時に40歳以上(長期要件により受給する場合、夫の厚生年金被保険者期間が240月以上)で子 のない妻
- ・40歳時点で遺族基礎年金の受給権を有する子があったが、子が18歳到達年度の末日に達した(1級・2級の障害の状態にある子が20歳に達した)等の理由で、遺族基礎年金の受給権を失った妻(※2)
- ※1 65歳未満とされているのは、妻が65歳になると老齢基礎年金が支給されるようになるため。ただし、昭和31年4月1日以前に生まれた妻については昭和61年4月~60歳に達するまで全期間国民年金に加入したとしても老齢基礎年金額が中高齢寡婦加算を下回るため、65歳以降の遺族厚生年金には経過的寡婦加算が加算される。(生年月日に応じて594,500円~19,865円)
- ※2 ただし、40歳到達時に子が遺族の要件に該当していない場合(18歳到達年度の末日を超えている等)は除く。

#### 3. 加算額(令和5年度)

596,300円/年 (遺族基礎年金額 × 3/4)

### 遺族に対するその他の給付の概要 (※いずれも、国民年金制度の独自給付)

### 寡婦年金

1. 制度趣旨

掛け捨て防止の観点と、老齢年金支給開始前の寡婦に対する生活保障の観点から、保険料納付期間に応じた額を寡婦に対し有期年金として支給するもの。

- 2. 支給要件 ※ ①~④すべてに該当する場合に支給される。
- ① 夫の死亡日の前日において、夫の国民年金の第1号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて10年以上あること
- ② 妻は、夫の死亡当時、65歳未満であり、夫によって生計を維持され、かつ、夫との婚姻関係が10年以上継続したこと
- ③ 夫が老齢基礎年金又は障害基礎年金の支給を受けたことがないこと

④ 妻が老齢基礎年金の支給の繰上げを行っていないこと

3. 支給対象者

死亡した夫に生計を維持されていた妻に支給される。 ※ 60歳から65歳まで支給される。

4. 年金額

夫の死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者としての被保険者期間に係る、死亡日の前日における保険料納付済期間及び保険料免除期間について、老齢基礎年金の計算方法により計算した額 × 3/4

5. これまでの主な制度改正 ※ 国民年金法成立時(昭和34年)に創設 支給要件④を追加(昭和36年改正)・婚姻関係に事実婚を追加(昭和55年改正)・年金額を1/2から3/4に引上げ(昭和60年改正) 支給要件③を緩和(令和2年改正 ※ 障害基礎年金の「受給権者であったことがない」を、「支給を受けたことがない」へ緩和)

### 死亡一時金

1. 制度趣旨

掛け捨て防止の観点から、保険料納付期間に応じた額を遺族に対し主に葬祭費として支給するもの。

- 2. 支給要件 ※ ①~③すべてに該当する場合に支給される。
- ①死亡日の前日において死亡した者の国民年金の第1号被保険者としての保険料納付済期間が36月以上あること
  - ※ 1/4納付期間・半額納付期間・3/4納付期間は、それぞれ1/4・1/2・3/4に相当する月数として算入する。
- ②死亡した者が老齢基礎年金又は障害基礎年金の支給を受けたことがないこと
- ③遺族基礎年金を受けることができる者がいないこと

3. 支給対象者

死亡した者と生計を同じくしていた、①配偶者・②子・③父母・④孫・⑤祖父母・⑥兄弟姉妹 に支給される。

4. 年金額

死亡した者の保険料納付済期間に応じ、120.000円~320.000円

5. これまでの主な制度改正 ※ 昭和36年改正により創設

支給要件②を緩和(昭和48年改正 ※ 死亡した者が「受給権者であったことがない」を、「支給を受けたことがないこと」へ緩和) 支給要件③を追加(昭和55年改正 ※ 追加当時は「母子年金を受けることができる者がいないこと」(昭和60年改正で遺族基礎年金へ改正))

## 現行制度における遺族年金制度の支給対象者

- 遺族年金は、世帯の生計の担い手が死亡した場合に、その者によって生計を維持されていた遺族の生活が困難 にならないよう、所得保障をする仕組み。
- 遺族基礎年金の支給対象者は、子のある配偶者又は子となっている(子に対する遺族基礎年金は生計を同じくする父母が存在する間は支給停止となる。)。
- 遺族厚生年金の支給対象者は、妻(子の有無を問わないが30歳未満の場合は有期)又は子(配偶者が遺族年金の受給権を有する間は支給停止)、55歳以上の夫・父母・祖父母及び孫となっている。

### 〇現行制度の遺族年金支給対象者

	子のた	まい妻	子のある配偶者		=	子		父母・祖父母	孫	
年齢	遺族基礎 年金	遺族厚生 年金	遺族基礎 年金	遺族厚生 年金	遺族基礎 年金	遺族厚生 年金	遺族基礎 年金	遺族厚生 年金	遺族基礎 年金	遺族厚生 年金
55歳以上				0				O ( <u>※</u> 2)		
30歳以上 55歳未満	×	0	O (子の18歳年 度末まで※1)	0	O (18歳年度末 まで ※1※3※4)	O (18歳年度末 まで ※1※4)	×	×	×	O (18歳年度末 まで※1)
30歳未満		〇(有期5年間)		(妻のみ)				*		

- ※1 障害のある者については20歳到達日まで
- ※2 55歳から60歳までは支給停止。ただし、夫が遺族基礎年金の受給権を有する場合は、支給停止は行わない。
- ※3 生計を同じくする父母がある間は支給停止
- ※4 配偶者が遺族年金の受給権を有する間は支給停止

## 遺族年金の生計維持要件について

#### «生計維持要件の基準»

○ 昭和60年改正において、全国民共通の基礎年金を導入するに当たり、各制度で異なっている支給要件を統一するという観点から、各年金制度共通の生計維持要件を設定することとされた。

#### 〈昭和60年改正における認定基準の概要〉

・ 「年収600万円以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外の者」を生計維持関係にあると整理。

### <考え方>

- ・ 遺族年金の生計維持要件は、法律上の権利発生要件(※)とされており、年金を受ける者と受けない者の差が 非常に大きなものとなるので、通常の所得制限のような支給停止と同様の考え方を採るわけにはいかなかった。
  - (※)権利発生要件:保険事故発生時に受給権が発生するかを判断するための要件であり、受給権が発生しなかった場合は、その 後収入が下がっても、支給停止の解除と異なり、支給が開始される性質のものではない。
- ・ 死亡した配偶者の収入に関わりなく「生計を維持されていた」という要件に当たらないというためには、<u>社会通念上著しく高額の収入があるもの</u>、すなわち、通常の所得分類の最高位に該当する者ということで<u>被用者年金の上限10%に当たる年収を基準として採用した。</u>
- 平成6年改正において、厚生年金の報酬月額の上位約10%に当たる者の変動に合わせて収入額を600万円から 850万円に改定した。

#### «生計維持の認定事務»

- 裁定請求時に850万円未満の収入額を証明するものとして次のものを添付してもらうことによって認定を行う。
  - ・ 前年又は前々年の源泉徴収票、課税証明書、確定申告書等収入額及び所得額を証明することができる書類など
  - ・ 被用者保険の保険証(被扶養者のみ)、国民年金の第3号被保険者認定通知書、国民年金免除該当通知書など
- 前年の収入では850万円以上だが、近い将来(おおむね5年以内)において定年等の事情により収入が下がることが確実と認められる者については、その事情の証明書類(定年が明記された就業規則など)によって認定する。
  - ※ 5年以内に定年退職を迎える者のほか、収入が毎年変動する者や収入が死亡者に強く依存していた者(例えば、弁護士・医師等の有資格者の元で働いている場合等)などについては収入が下がると認められる。
  - ※ 死亡時に生計維持要件を満たしているかの判断を行うため、認定後5年以内に収入が850万円以上となったとしても、遺族年金の支給停止 は行われない。

## 標準報酬月額の分布(男女別)

- 遺族年金制度における「生計を維持されていた遺族」とは、①死亡した被保険者と生計を同じくし、②恒常的な収入が将来にわたって年収850万円以上にならないと認められること、という要件を満たす遺族をいう。
- 「年収850万円」は、厚生年金の標準報酬月額の上位約10%に当たる者である。
- 男女別の標準報酬月額の分布を見ると、年収850万円を超える者のほとんどは男性であることが分かる。

(万円)	(万円)			(万円)	(万円)			(万円)	(万円)		
標準報酬月額	年収 ベース	男性	女性	標準報酬月額	年収 ベース	男性	女性	標準報酬月額	年収 ベース	男性	女性
8.8	137.28	0.37%	0.29%	18	280.8	1.00%	2.03%	38	592.8	3.32%	0.88%
9.8	152.88	0.29%	0.26%	19	296.4	1.04%	2.04%	41	639.6	3.65%	0.85%
10.4	162.24	0.05%	0.15%	20	312	2.27%	3.35%	44	686.4	2.89%	0.56%
11	171.6	0.09%	0.25%	22	343.2	3.07%	4.00%	47	733.2	2.30%	0.39%
11.8	184.08	0.17%	0.42%	24	374.4	3.49%	3.57%	50	780	2.17%	0.37%
12.6	196.56	0.16%	0.52%	26	405.6	4.03%	3.18%	53	826.8	1.55%	0.21%
13.4	209.04	0.22%	0.69%	28	436.8	3.82%	2.45%	56	873.6	1.31%	0.16%
14.2	221.52	0.28%	0.90%	30	468	4.06%	2.09%	59	920.4	1.17%	0.16%
15	234	0.60%	1.39%	32	499.2	3.50%	1.49%	62	967.2	0.89%	0.10%
16	249.6	0.62%	1.68%	34	530.4	3.20%	1.16%	65	1,014	5.36%	0.68%
17	265.2	0.76%	1.84%	36	561.6	3.16%	0.98%				

注. 男子には船員・坑内員含む。

年収850万円ライン

(出所) 厚生労働省「令和3年度 厚生年金保険・国民年金事業年報 |

# (参考) 「生計維持関係」を要件として用いている給付

給付の種類	根拠条文
・遺族基礎年金	遺族基礎年金を受けることができる配偶者又は子は、被保険者又は被保険者であつた者の配偶者又は子であつて、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その者によつて生計を維持したものとする。(国年法第37条の2第1項)
・遺族厚生年金	遺族厚生年金を受けることができる遺族は、被保険者又は被保険者であつた者の配偶者、子、 父母、孫又は祖父母であつて、被保険者又は被保険者であつた者の <u>死亡の当時その者によつて</u> 生計を維持したものとする。(厚年法第59条第1項)
・寡婦年金	寡婦年金は、 <u>夫の死亡の当時夫によつて生計を維持し</u> 、かつ、夫との婚姻関係が10年以上継続した65歳未満の妻があるときに、その者に支給する。 (国年法第49条第1項)
· 老齢厚生年金 加給年金	老齢厚生年金の額は、受給権者が <u>その権利を取得した当時その者によつて生計を維持していた</u> その者の65歳未満の配偶者又は子があるときは、加給年金額を加算した額とする。 (厚年法第44 条第1項)
・老齢基礎年金 振替加算	老齢基礎年金の額は、受給権者が65歳に達した日において、次の各号のいずれかに該当する その者の配偶者によつて生計を維持していたときは加算した額とする。 (昭和60年改正法附則第14条 第1項)
・障害基礎年金 子加算	障害基礎年金の額は、 <u>受給権者によつて生計を維持している</u> その者の子があるときは、加算した額とする。 (国年法第33条の2第1項)
・障害厚生年金 加給年金	障害厚生年金の額は、 <u>受給権者によつて生計を維持している</u> その者の65歳未満の配偶者があるときは、加給年金額を加算した額とする。 (厚年法第50条の2第1項)

## 遺族年金の支給状況

## 〈遺族基礎年金〉 ※国民年金総額:約879億円

	<b>受給権者数</b> (人)	<b>受給者数</b> (人)	受給者・平均年金月額 (円)
夫	14, 271	14, 117	92, 206
妻	62, 084	61, 913	91, 405
子	132, 536	6, 664	54, 700
計	208, 891	82, 694	88, 584

## <遺族厚生年金> ※厚生年金総額:約5.6兆円(1号厚年のみ)

	<b>受給権者数</b> (人)	<b>受給者数</b> (人)	受給者・平均年金月額 (円)
夫	156, 651	92, 201	17, 854
妻	5, 730, 638	5, 546, 313	84, 012
子	97, 227	23, 607	71, 962
その他	82, 692	51, 997	26, 465
計	6, 067, 208	5, 714, 118	82, 371

(注)数字はいずれも令和3年度末時点。年金額は、子の加算額を含む。子の遺族基礎年金額が低いのは、受給者となる子の人数が複数いるため。 (出所)厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」(令和3年度)

## 遺族年金の制度別・年齢階級別 構成割合

- 制度別に、受給者の年齢階級別構成割合をみると、<u>「厚生年金のみ」では60歳以上の受給者が全体の9割以上</u>を占めている。
- 一方、遺族基礎年金は18歳未満の子(障害等級1級または2級に該当する子については20歳未満)を扶養する 遺族に支給されるものであり、「厚生年金と基礎年金の両方」及び「基礎年金のみ」では、40~49歳の受給者 が全体の半数以上を占めている。

(単位:%)

	計	~39	40~49	50~59	60~69	70~79	80~89	90~	平均 年齢 (歳)
計	100.0	0.2	1.0	3.0	9.8	29.3	39.9	16.7	79.9
厚生年金のみ	100.0	0.0	0.3	2.7	9.8	29.7 <b>97</b>	40.5 . <b>0%</b>	17.0	80.4
厚生年金と 基礎年金の 両方	100.0	13.2	53.2	31.6	1.6	0.2	0.1	-	46.7
基礎年金 のみ	100.0	14.0	54.8	30.2	0.9	0.0	0.0	-	46.3
寡婦年金	100.0	-	-	-	100.0	-	-	-	62.4

- 1. 遺族年金制度の概要
- 2. 遺族年金制度の改正経緯・課題
- 3. 遺族厚生年金
  - ○受給者の実態
  - ○女性を取り巻く社会経済状況
- 4. 遺族基礎年金
- 5. 諸外国の事例

(参考)遺族年金制度に関連する議論・国会審議



## 主な遺族年金制度の改正経緯

### 昭和60年改正

- 基礎年金制度の導入により、遺族年金についても、一階部分が全国民共通の基礎年金、二階部分が報酬比例年金という、 現行の二階建ての仕組みとなった。
  - ・ 従来の国民年金法の母子年金・準母子年金・遺児年金を遺族基礎年金に統合。
  - 保険料納付要件が遺族基礎年金と遺族厚生年金とでそろえられた。子どもを養育する遺族には遺族基礎年金と、死亡した者が厚生年金被保険者等であれば遺族厚生年金とが支給されることになり、子に対する加算は遺族基礎年金に整理された。
  - 他方、子どもを養育しない遺族厚生年金の受給者(及び子どもの養育が終わり遺族基礎年金を失権した受給者)には遺族基礎年金という形では定額相当が支給されなくなったため、中高齢者への特例として、遺族厚生年金に中高齢寡婦加算が創設された。
  - ※ 夫の死亡時35歳以上であって、40歳以上65歳未満で生計を同じくする子のない妻等に対し、遺族基礎年金の3/4の額を遺族厚生年金に加算

### 平成6年改正

- 〇 老齢年金と遺族年金の新たな併給調整が創設された。
- ・ 遺族厚生年金の3分の2相当額(死亡した者の年金の2分の1相当額)と自身の老齢厚生年金の2分の1相当額

### 平成16年改正

### 【若齢期の妻に対する遺族厚生年金の見直し】

- 夫の死亡時に30歳未満で子を養育しない妻等に対する遺族厚生年金が、5年間の有期給付となった。
- 〇 中高齢寡婦加算について、支給要件となる年齢が、夫死亡時40歳以上となった。

### 【遺族厚生年金と老齢厚生年金の併給の見直し】

- 〇 自分自身の老齢厚生年金は全額支給される。
- 改正前の制度で支給される額を自分自身の老齢厚生年金の額と比較して、後者の額が少額の場合は、その差額が遺族 厚生年金として支給される。

### 平成24年改正

〇 遺族基礎年金の対象者を父子家庭に拡大。

## 年金部会における議論の整理(平成27年1月21日)における指摘(遺族年金関連)

### 1. 検討に当たっての論点

- 遺族年金制度は、<u>家計を支える者が死亡した場合に、残された遺族の所得保障を行うもの</u>。
- しかし、現行の制度は、制度の成り立ちから、依然として、<u>男性が主たる家計の担い手であ</u>るという考え方を内包した給付設計となっている。
- 今後は<u>男女がともに就労することが一般化していくことが想定される中、遺族年金について</u> <u>も、社会の変化に合わせて制度を見直していくことが必要</u>。

### <u>2.主な指摘事項</u>

**<共働きが一般化することを前提とした遺族年金制度の在り方>** 

- ① 制度上の男女差の解消
- ② 養育する子がいない家庭における有期化又は廃止
- ③ その際には、現に配偶者の年金で生計を立てている者への配慮が必要
- ④ 離婚後に子を引き取った一方が亡くなり、その後、生存している一方が子を引き取ったとき における遺族基礎年金の支給停止といった各論の検討も必要

## 「社会保障審議会年金部会における議論の整理」(平成27年1月21日)(抄)

#### 7 遺族年金制度の在り方について(P.23~24)

(本課題の検討に当たっての論点)

- 一方で、今後、少子高齢化が進行する中で、社会経済の活力を維持するためにも、女性や高齢者の労働参加が重要になるが、そのような社会では<u>男女がともに就労することが一般化していくことが想定される</u>。そうした中で、<u>遺族年金についても、社会の変</u>化に合わせて制度を見直していくことが必要である。
- 社会保障・税一体改革の中で、既に、遺族基礎年金の支給対象を従前の母子家庭から父子家庭へと拡大する見直しが行われ、平成26年4月から施行されている。その施行に至る過程においても、第3号被保険者が死亡した場合の遺族給付の取扱いなどをめぐって、遺族年金の在り方に関して課題が提起されたこともあり、本部会においても、社会経済情勢に合わせて遺族年金制度の在り方をどのように考えるか、議論を行った。

(共働きが一般化することを前提とした場合の遺族年金制度の在り方)

- 諸外国の遺族年金の制度設計は、養育する子がいる間は支給されるが、若い時代に養育する子がいない場合には給付がないか、有期の給付となっているものが多い。これは、子の養育には男性も女性もともに責任を負うため、どちらが死亡しても保障の必要性は高いが、養育する子がいない場合には、男性も女性も就労するという考え方に立つならば、保障の必要性は必ずしも高くないという整理になっているものと考えられる。
- 女性の就業をめぐる先述したような社会の変化や要請を踏まえれば、<u>男性も女性もともに生計を維持する役割を果たしているという考え方のもと、制度上の男女差はなくし、若い時代に養育する子がいない家庭については、遺族給付を有期化もしくは廃止するとというのが、共働きが一般化することを前提とした将来的な制度の有り様であると考えられる。</u>
- 一方で、配偶者の年金から発生する受給権が仮になくなることになると、現実に今、配偶者が亡くなって、それによって生計を 立てている方が、たちまち困窮に陥ることになる。実態を踏まえて現実にどう改革を展開していくかというのは、十分に考慮する必要がある。
  - また、仮に第3号被保険者制度で夫婦単位での賃金分割の方向で検討を進めていくこととなると、遺族年金の位置付けも併せて変わってくることとなる。
- さらに、今後の検討に当たっては、大きな方向性の議論はもちろん重要であるが、例えば、<u>離婚後に子を引き取った一方が亡くなり、その後、生存している一方が子を引き取ったときに遺族基礎年金が支給停止になる問題など、各論の部分も併せて丁寧に</u>検討していくべき、との指摘があった。
- このような状況を踏まえると、<u>遺族年金制度は、時間をかけて基本的な考え方の整理から行っていくのが良いのではないか</u>との 認識を共有した。

## 「社会保障審議会年金部会における議論の整理」(令和元年12月27日) (抄)

Ⅲ 今後の年金制度改革の方向性(P.14~)

#### 4 その他

• <u>障害年金・遺族年金についても、社会経済状況の変化に合わせて見直しを行う必要がないか検証</u>し、その 結果に基づいた対応についての検討を進めていくべき。

## これまでの年金部会における主なご意見(遺族年金①)

### (総論)

- 今後の社会は男女ともに就労することが一般化していくと想定される中で、遺族年金についても社会の変化に合わせて制度を見直すことが必要であり、遺族厚生年金の遺族の範囲や要件の男女差等が今の時代に合っているかどうか、将来を見据えた検討が必要。課題が多岐にわたり、どれも難しいテーマであるため、時間をかけて、基本的な考え方の整理から行っていくのがよい。
- ・ 遺族年金については、20年ぐらいかければ、現在の受給者に影響を与えることなく、将来の受給者にとって最適 な制度に移行することができるため、時間軸の視点をもって改革を実現してほしい。
- ・遺族年金について次期改正で見直す場合、生年月日等で経過措置を設けることになると考えられるが、経過措置を考える際は、就労状況を出生コホート別に見ることが必要ではないか。
- ・ 現在20代後半の女性の約6割が正規雇用者であり、その比率を保ったまま30代、40代を迎えると考えられる。将来の年金制度の在り方を検討する際は、コホート別の見通しに基づいた議論が重要であり、例えば、今の20代、30代が40歳以上になったとき、中高齢寡婦加算を残す必要性があるのか、議論が必要。

#### (遺族厚生年金の男女差)

- ・ 遺族厚生年金の受給要件における男女差について、今後見直しを検討する必要がある。また、女性の就労率が高まっていることから、配偶者の死亡というリスクがどういうものなのかを捉え直した上で、稼働年齢層における遺族年金の位置づけを見直す必要がある。
- ・ 年金制度には保障内容が男女で異なる制度が残っており、所得を得ることが難しい人に手厚く保障するという考え方自体は正しいが、保障内容を男女で区別するのがよいのか、再検討が必要。
- ・ 遺族年金の男女差の解消については、男性が遺族年金を受給しにくいという側面のみならず、女性の保険料拠出 が遺族年金に反映されにくいという視点も必要ではないか。
- 子のいない現役期の方でも中高齢の遺族配偶者については、その後の就業の難しさがある程度残る。現在の遺族 厚生年金の無期給付は、妻が30歳以上、夫が55歳以上で支給は60歳からとなっているが、これを中高齢期の一定年 齢以上に対する無期給付とするよう検討し、段階的に男女差を解消してはどうか。

## これまでの年金部会における主なご意見(遺族年金②)

### (遺族厚生年金の有期化)

- ・ 遺族年金は原則として終身で支給され、女性の高齢期を支える重要な機能を果たしているが、高齢期を支える給付は、本来老齢年金なのではないか。遺族厚生年金については、男女ともに、配偶者の死亡直後の生活の激変に際して生活を保障するための給付として整理し、有期給付としてはどうか。
- ・ 子のいない現役期の遺族厚生年金については、有期給付化の可能性を探っていくという方向性がよい。例えば、平成16年改正では、夫の死亡時に30歳未満で、子のいない妻に対する遺族厚生年金については、原則5年の有期給付とされたところ。ただ、その後の就業がうまくいかない場合もあるため、そういったケースを想定して高齢期の所得保障を検討する必要がある。
- 長期要件に該当する65歳以上で老齢厚生年金を受給する方がなくなった場合については、現行制度のままでよいのではないか。

### (遺族基礎年金の支給停止等)

年金制度は、少しでも家族形成をしやすくなるように制度設計を検討する必要があり、具体的には、18歳未満の子のある親とその子が遺族基礎年金の受給権を有するとき、再婚により親が失権し、その子についても支給停止となるケースについて、親が再婚しても支給が継続されるようにするべき。また、現在の民法では認められていない同性のパートナーについて、年金制度上、配偶者として扱うことも検討課題ではないか。

#### (生計維持要件)

- ・ 亡くなった方には、収入以外の家庭への貢献要素がある。遺族年金受給の際の年収要件は撤廃するべきではないか。
- 高所得者であっても、これまで生活を共にしていた配偶者が亡くなった場合、生活が激変することが考えられるので、遺族年金の有期化とセットにして、年収850万円という生計維持要件を撤廃してもよいと考えている。
- ・ 遺族年金は、親が亡くなった場合に未成年の子の生活を支える給付と、配偶者の死亡直後の生活の激変を緩和する 給付の二本立てで整理していくべき。年収850万円の生計維持要件については撤廃することに賛成。

## これまでの年金部会における主なご意見(遺族年金③)

### (その他)

- ・ 現行では生計維持要件が死亡時の一点だけで審査される仕組みになっているが、DV被害者の方の状況を踏まえると、そうした遺族年金の趣旨・目的などにも関連する見直しも行う必要があるのではないか。
- ・ 女性の低年金への対応として、離婚時年金分割の仕組みを参考に、亡くなった配偶者が納めた年金記録を死亡時年金分割などの形でもう一方の配偶者に分割して老齢年金の水準を高めるといった形で、高齢期の所得保障は老齢年金が担うこととしてはどうか。
- ・ 女性の低年金への対応については、死亡時年金分割ではなく、年金受給開始時に夫婦で年金を分割するという二分二乗が良い。すぐに変えられるわけではないが、20~30年の時間軸で議論したい。

- 1. 遺族年金制度の概要
- 2. 遺族年金制度の改正経緯・課題
- 3. 遺族厚生年金
  - ○受給者の実態
  - ○女性を取り巻く社会経済状況
- 4. 遺族基礎年金
- 5. 諸外国の事例

(参考)遺族年金制度に関連する議論・国会審議



### 【再掲】年金部会における議論の整理(平成27年1月21日)における指摘(遺族年金関連)

### 1. 検討に当たっての論点

- 遺族年金制度は、家計を支える者が死亡した場合に、残された遺族の所得保障を行うもの。
- しかし、現行の制度は、制度の成り立ちから、依然として、<u>男性が主たる家計の担い手であるという考え方を内包した給付設計</u>となっている。
- 今後は<u>男女がともに就労することが一般化していくことが想定される中、遺族年金について</u>も、社会の変化に合わせて制度を見直していくことが必要。

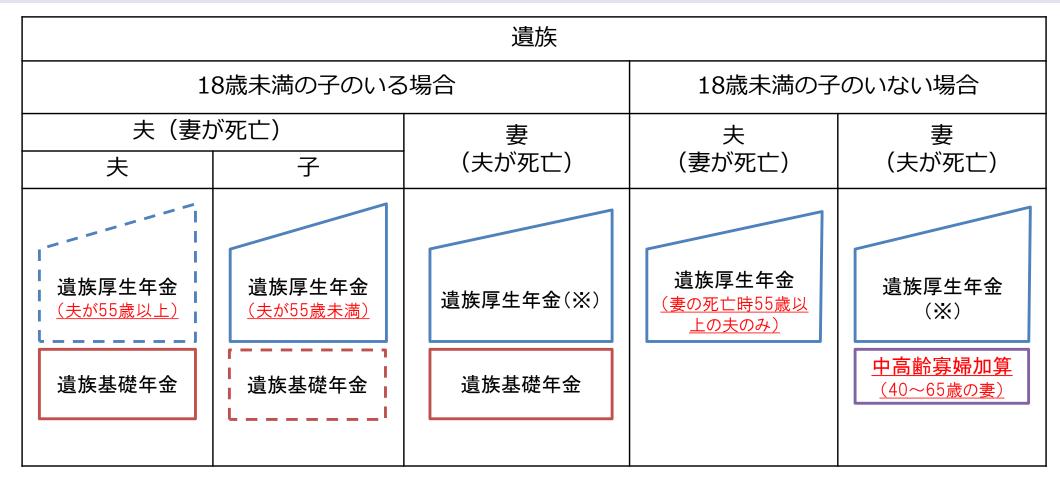
### 2. 主な指摘事項

**<共働きが一般化することを前提とした遺族年金制度の在り方>** 

- ① 制度上の男女差の解消
- ② 養育する子がいない家庭における有期化又は廃止
- ③ その際には、現に配偶者の年金で生計を立てている者への配慮が必要
- ④ 離婚後に子を引き取った一方が亡くなり、その後、生存している一方が子を引き取ったときにおける遺族基礎年金の支給停止といった各論の検討も必要

## 遺族年金の男女の要件の違いについて

- 遺族基礎年金については、父子家庭も給付対象としたことで、男女差は解消済み。
- 遺族厚生年金には、残された配偶者の受給要件における男女の違いがあるが、
  - ・養育する子がいる場合には、子に遺族厚生年金が支給されるため、事実上、男女差はない。
  - 養育する子がいない場合には、支給対象となる年齢や給付内容に差が存在。



注)表中の下線部は性別により取扱いが異なるもの。

- ※ 妻に対する遺族厚生年金は、
  - ・ 子のいる場合、30歳前に遺族基礎年金の受給権を失った場合、その日から5年で失権
  - 子のいない場合、夫の死亡時に30歳未満であった場合には、5年で失権

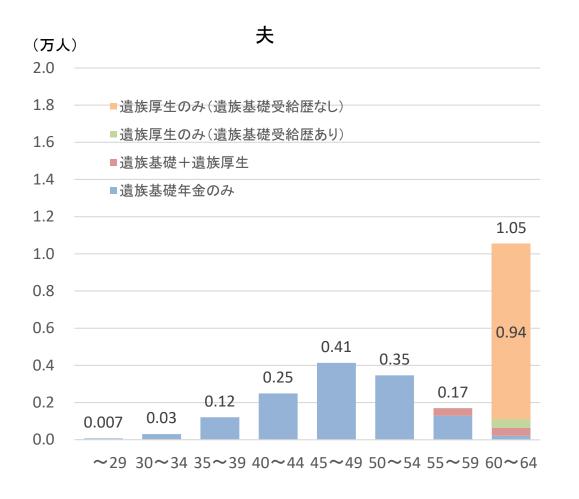
- 1. 遺族年金制度の概要
- 2. 遺族年金制度の改正経緯・課題
- 3. 遺族厚生年金
  - ○受給者の実態
  - ○女性を取り巻く社会経済状況
- 4. 遺族基礎年金
- 5. 諸外国の事例

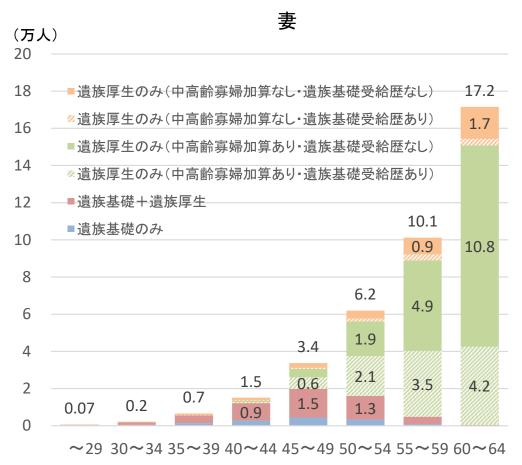
(参考)遺族年金制度に関連する議論・国会審議



## 遺族年金の続柄・年齢階級別 受給者数(配偶者・65歳未満)

- 遺族厚生年金は夫の受給要件に年齢要件があるため、妻と夫では受給者数に大きく差がある。
- 妻については、妻のみに受給資格がある中高齢寡婦加算を受給している者(28.7万人)を中心に年齢が高いほど受給者数は増加する。

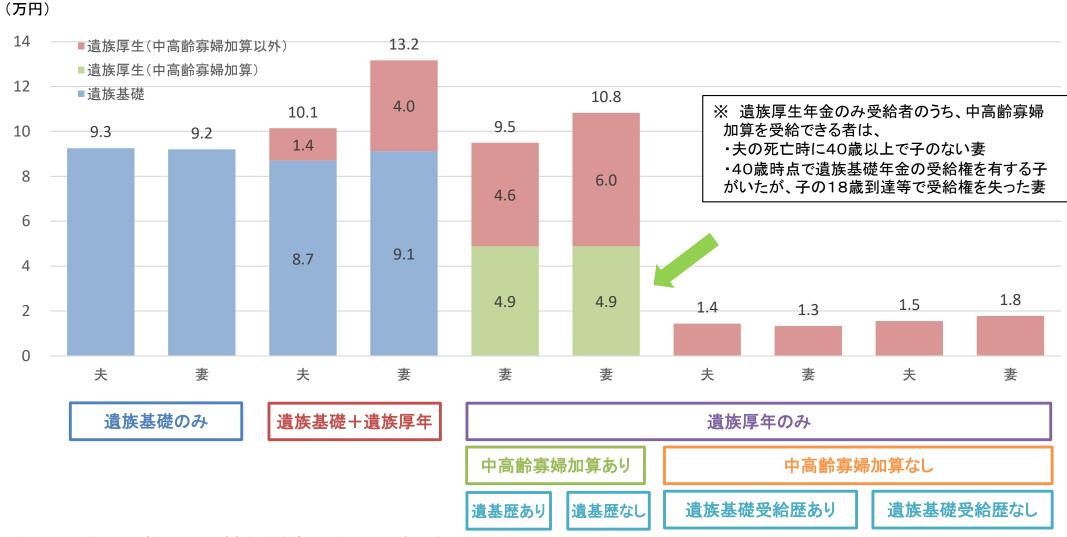




- (注1) 旧法給付、共済組合分及び全額支給停止となっている者は除外している。
- (注2) 中高齢寡婦加算については、全額支給停止されている者は、「中高齢寡婦加算なし」に、支給されている者は「中高齢寡婦加算あり」に計上している。
- (出所) 年金局調べ(令和3年度末時点)

## 遺族年金の続柄・支給状況別 平均年金月額(配偶者・65歳未満)

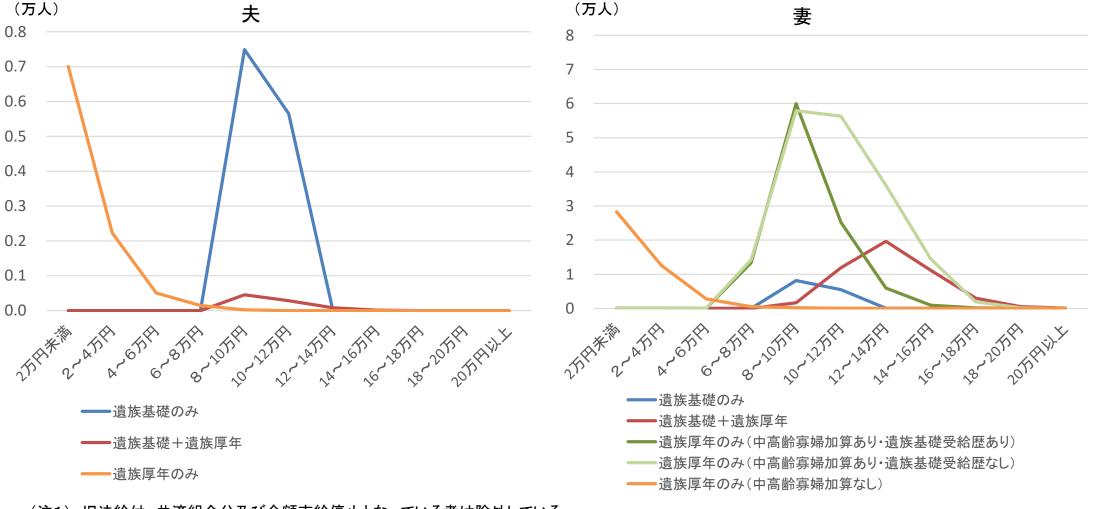
- 遺族年金支給状況別に平均年金月額をみると、遺族基礎年金については、夫婦で大きな差がない。
- 遺族厚生年金については、死亡した配偶者の報酬比例の年金額で給付額が計算されるため、妻の方が高い傾向 にある。また、中高齢寡婦加算の受給資格がある妻の年金額は高くなる。



- (注1) 旧法給付、共済組合分及び全額支給停止となっている者は除外している。
- (注2) 中高齢寡婦加算については、全額支給停止されている者は、「中高齢寡婦加算なし」に、支給されている者は「中高齢寡婦加算あり」に計上している。

## 遺族年金の続柄・年金額階級・支給状況別 受給者数(配偶者・65歳未満)

- 配偶者に係る新法遺族年金支給額(65歳未満・共済組合を除く)の年金額の分布を性別にみると、夫婦ともに、遺族基礎年金のみについては8~10万円をピークとした山型、遺族厚生年金のみ(妻については中高齢寡婦制質なし)については、年金額が増加するに伴い、対象者数が減少する傾向にある。
- 妻については、遺族厚生年金あり(中高齢寡婦が関わり)の受給者が最も多く、8~12万円をピークとした山型となっている。



- (注1) 旧法給付、共済組合分及び全額支給停止となっている者は除外している。
- (注2) 中高齢寡婦加算については、全額支給停止されている者は、「中高齢寡婦加算なし」に、支給されている者は「中高齢寡婦加算あり」に計上している。

## (参考)遺族年金の年齢階級別 受給者数及び平均年金額(夫・65歳未満)

		遺族基礎	年金あり			遺族厚	生のみ		
	遺族基礎のみ 遺族厚生あり				遺族基礎受給歴あり 遺族基礎受給歴想				
	受給者数	平均年金 月額	受給者数 平均年金 月額		受給者数	平均年金 月額	受給者数	平均年金 月額	
29歳以下	74人	9.1万円	-	1	1	-	1	_	
30~34歳	0~34歳 303人 9.2万円 -		_	_	_	_	_	_	
35~39歳	1,208人	9.6万円	_	1	1	-	1	_	
40~44歳	2,492人	9.6万円	_	_	_	_	-	_	
45~49歳	4,136人	9.4万円	_	Ι	_	_	1	_	
50~54歳	3,470人	9.0万円	_	Ι	-	_	1	_	
55~59歳	1,286人	8.8万円	412人	10.2万円	1	_	1	_	
60~64歳	209人	8.8万円	428人	10.1万円	471人	1.4万円	9,431人	1.5万円	
65歳未満計	13,178人	9.3万円	840人	10.1万円	471人	1.4万円	9,431人	1.5万円	

<sup>(</sup>注) 旧法給付、共済組合分及び全額支給停止となっている者は除外している。 (出所)年金局調べ(令和3年度末時点)

## (参考) 遺族年金の年齢階級別 受給者数及び平均年金額(妻・65歳未満)

		遺族基	礎あり					遺族厚	生のみ			
	遺族基	砕のみ	遣佐其礎」	└		中高齢寡如	帚加算あり		中高齢寡婦加算なし			
	<b>足</b> 肤至	WEO JOY	遺族基礎+遺族厚生		遺族基礎受給歴あり		遺族基礎受給歴なし		遺族基礎受	受給歴あり	遺族基礎受給歴なし	
	受給者数	平均年金 月額	受給者数	平均年金 月額	受給者数	平均年金 月額	受給者数	平均年金 月額	受給者数	平均年金 月額	受給者数	平均年金 月額
29歳以下	149人	9.2万円	428人	11.8万円	-	ı	-	ı			120人	3.1万円
30~34歳	475人	9.5万円	1,395人	12.5万円	_	-	_	_	41人	3.0万円	300人	3,5万円
35~39歳	1,397人	9.7万円	4,339人	13.0万円	_	_	_	_			811人	3.8万円
40~44歳	2,809人	9.5万円	9,378人	13.2万円	601人	8.5万円	692人	9.2万円	142人	3.1万円	1,466人	3.8万円
45~49歳	4,466人	9.2万円	15,412人	13.2万円	6,183人	8.9万円	4,763人	9.6万円	379人	1.7万円	2,525人	3.4万円
50~54歳	3,341人	8.9万円	12,713人	13.2万円	21,438人	9.3万円	18,690人	10.1万円	1,548人	1.3万円	4,224人	2.3万円
55~59歳	939人	8.6万円	3,913人	13.2万円	35,387人	9.6万円	48,742人	10.7万円	3,271人	1.3万円	8,938人	1.4万円
60~64歳	106人	8.5万円	415人	13.3万円	42,044人	9.7万円	108,292人	11.1万円	3,526人	1.3万円	17,125人	1.3万円
65歳未満計	13,682人	9.2万円	47,993人	13.2万円	105,653人	9.5万円	181,179人	10.8万円	8,907人	1.3万円	35,509人	1.8万円

<sup>(</sup>注1) 旧法給付、共済組合分及び全額支給停止となっている者は除外している。

<sup>(</sup>注2) 中高齢寡婦加算については、全額支給停止されている者は、「中高齢寡婦加算なし」に、支給されている者は「中高齢寡婦加算あり」に計上している。

<sup>(</sup>出所) 年金局調べ(令和3年度末時点)

## 遺族厚生年金のみ受給者の被保険者死亡時における年齢階級別 受給者割合

○ 受給者の被保険者死亡時における年齢階級に着目すると、全体の約25%が60歳未満で死別している。

(単位:%)

			被保険者死亡時の受給者年齢									
		計	~39	40~49	50~59	60~69	70~79	80~89	90~			
	計	100.0	3.0	7.2	15.6	26.5	30.8	15.7	1.1			
	~39	100.0	100.0	1	-	-	1	1	-			
受給	40~49	100.0	57.5	43.0	-	-	-	-	-			
者の	50~59	100.0	18.6	40.3	41.2	-	-	-	-			
現在	60~69	100.0	5.8	17.3	40.8	36.1	-	-	-			
の	70~79	100.0	3.0	7.7	18.7	39.2	31.4	-	-			
年齢	80~89	100.0	1.7	3.4	9.5	21.7	40.6	22.9	-			
	90~	100.0	0.8	3.7	6.2	15.0	29.8	37.9	6.7			

(出所) 厚生労働省「遺族年金受給者実態調査」(令和2年)

## 遺族年金受給者(65歳未満)の就業状況①

○ 60歳未満の遺族年金受給者については、<mark>概ね8割の者が就業している</mark>。一方で、仕事の内容別に見ると、「パート(常勤)」の形態が多く(55.2%)、また、<u>年間収入も6割程度の者が200万円未満</u>となっている。

#### <遺族年金受給者(65歳未満)の就業率>

	65歳未満計	~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳
計	74.2%	81.9%	80.7%	86.7%	87.0%	85.0%	83.3%	78.1%	64.7%
厚生年金と基礎年金の両方(夫)	89.6%	•	•	•	•	•	•	91.7%	87.7%
基礎年金のみ(夫)	95.9%	93.4%	92.1%	97.9%	97.8%	97.2%	95.5%	88.5%	87.5%
厚生年金のみ(夫)	87.3%	•	•	•	•	•	•	•	87.3%
厚生年金と基礎年金の両方(妻)	83.2%	81.5%	77.6%	84.6%	84.3%	83.9%	84.1%	76.4%	62.3%
基礎年金のみ(妻)	87.6%	73.9%	81.5%	85.3%	87.9%	88.1%	88.7%	89.2%	81.8%
厚生年金のみ(妻)	71.2%	•	81.2%	83.8%	85.6%	82.0%	82.0%	77.9%	63.3%
有期年金(別掲)	85.6%	87.1%	84.4%	•	•	•	•	•	•

#### <遺族年金受給者のうち就業している者 仕事の内容別の構成割合>

	計	正規職員(常勤)	パート(常勤)	臨時	役員	自営業	その他	不詳
計	100.0%	28.1%	55. 2%	4.0%	2.8%	5.3%	3.5%	1.2%
厚生年金と基礎年金の両方(夫)	100.0%	56.1%	23.9%	1.9%	3.8%	12.8%	X	0.9%
基礎年金のみ(夫)	100.0%	77.2%	5.1%	0.7%	4.2%	11.4%	0.6%	0.8%
厚生年金のみ(夫)	100.0%	36.5%	38.0%	2.6%	5.9%	13.9%	2.4%	0.5%
厚生年金と基礎年金の両方(妻)	100.0%	37.5%	49.9%	2.8%	2.3%	4.1%	2.4%	1.0%
基礎年金のみ(妻)	100.0%	41.4%	45.1%	2.4%	0.7%	6.6%	2.3%	1.5%
厚生年金のみ(妻)	100.0%	23.2%	59.7%	4.4%	2.7%	4.8%	4.0%	1. 2%
有期年金(別掲)	100.0%	57.7%	27.4%	4.0%	X	5.0%	4.0%	Х

#### <遺族年金受給者のうち就業している者 本人の労働による年間収入別の構成割合>

	計	~100万円	100~200万円	200~300万円	300~500万円	500~850万円	850万円~	不詳		
計	100.0%	25.7%	33.5%	19.6%	14.6%	5.6%	0.4%	0.7%		
厚生年金と基礎年金の両方(夫)	100.0%	7.8%	10.6%	19.4%	34.2%	21.3%	6.4%	Х		
基礎年金のみ(夫)	100.0%	2.9%	5.7%	13.7%	40.8%	34.6%	1.9%	0.5%		
厚生年金のみ(夫)	100.0%	7.5%	13.6%	23.2%	35.2%	17.0%	2.4%	1.0%		
厚生年金と基礎年金の両方(妻)	100.0%	23.6%	32.9%	21.9%	14.4%	5.8%	0.5%	0.9%		
基礎年金のみ(妻)	100.0%	20.5%	32.5%	19.8%	16.2%	9.8%	0.5%	0.7%		
厚生年金のみ(妻)	100.0%	28.0%	35.7%	19.4%	12.5%	3.5%	0.2%	0.6%		
有 期 年 金 ( 別 掲 )	100.0%	25.1%	21.4%	26.7%	23.8%	_	Х	Х		

□ (注)表中「一」は計数のない場合、「・」は統計項目のありえない場合、「X」は個々の受給者の秘密保護の観点で数値を秘匿した場合を表す。「有期年金」とは、遺族厚生年金の受給者のうち5年間の有期給付の対象者を表す。 (出所)厚生労働省「遺族年金受給者実態調査」(令和3年)(遺族年金受給者(65歳未満)の就業率は特別集計)

## 遺族年金受給者(65歳未満)の就業状況②

- 遺族年金受給者のうち働いていない者の理由については、「働く場がない」・「育児・病気等により働くことができない」といった非自発的な理由が7割程度を占めている。
- 理由別に見ると20~30代は「育児」、40代以降は「病気・その他」の割合が多い。

<遺族年金受給者が働いていない理由別 構成割合>

合計7割程度

	人数 (千人)	計	働く場がない	働く必要がない (遺族年金)	働く必要がない (遺族年金以外)	働くことができない (育児)	働くことができない (病気・その他の理由)	その他	不詳
<b>年齢計</b> (生年)	105.2	100.0%	20. 7%	8.0%	5.5%	2. 7%	46. 7%	13.7%	2. 7%
<b>~29歳</b> (1992年~)	0.13	100.0%	18.5%	X	4.2%	37.7%	20.5%	14.4%	Х
<b>30~34歳</b> (1987年~1991年)	0.45	100.0%	13.3%	4.4%	2.2%	40.0%	20.0%	17.8%	2. 2%
<b>35~39歳</b> (1982年~1986年)	0.98	100.0%	14.3%	2.0%	4.1%	34.7%	30.6%	11.2%	3. 1%
<b>40~44歳</b> (1977年~1981年)	2. 19	100.0%	20.1%	1.8%	4.1%	15.1%	40.6%	11.9%	6.4%
<b>45~49歳</b> (1972年~1976年)	5. 48	100.0%	19.2%	5.3%	3.3%	8.0%	45.1%	16.2%	2. 9%
<b>50~54歳</b> (1967年~1971年)	10.56	100.0%	16.1%	4.8%	5.5%	2.6%	51.8%	15.4%	3.8%
<b>55~59歳</b> (1962年~1966年)	21.94	100.0%	12.1%	4.3%	3.7%	0.3%	63.2%	13.8%	2.6%
<b>60~64歳</b> (1957年~1961年)	63.62	100.0%	24.7%	10.4%	6.4%	1.8%	41.0%	13.2%	2.5%

<sup>(</sup>注1)表中「X」は個々の受給者の秘密保護の観点で数値を秘匿した場合を表す。

<sup>(</sup>注2)表側の年齢は令和3年11月1日時点のものであり、括弧内の生年は、例えば30~34歳の場合、正確には1986年11月~1991年10月となる。

<sup>(</sup>出所)厚生労働省「遺族年金受給者実態調査」(令和3年)

## 遺族年金受給者(65歳未満)の就業状況③(遺族厚生年金のみ・妻)

- 遺族厚生年金のみの受給者(65歳未満・妻)のうち<u>被保険者の死亡前に就業していた者は、多数が引き続き就労している。</u>
- 一方、被保険者の死亡前に仕事のない者については、45歳を超えると、無職のままとなっている者が、就職した者の割合を上回る。
- 被保険者の死亡に伴う就業状況の変化をみると、60歳未満の7割から8割が就業している。

### <被保険者の死亡に伴う就業状況の変化別 構成割合(遺族厚生年金のみ(妻))>

被保険者			被保険	者死亡前に仕	事あり		1	被保険者死亡		「転職した」「仕		
が休みる 死亡時の 計 受給者年齢	計	転職した	仕事を 変えて いない	辞職した	不詳	計	就職した	無職のまま	不詳	不詳	事を変えていない」「就職した」の合計	
年齢計	100.0%	74. 2%	19.9%	46.2%	4.6%	3.4%	25.0%	8.3%	10.5%	6.2%	0.9%	74. 4%
~24歳	100.0%	34.9%	22.1%	9.3%	3.5%	2.3%	61.6%	47. 7%	2.3%	11.6%	1. 2%	79. 1%
25~29歳	100.0%	48.9%	29.4%	16.3%	2. 2%	1. 2%	50.7%	30.0%	7.0%	13.7%	0.6%	75. 7%
30~34歳	100.0%	53.0%	23.6%	20.2%	1.5%	7.6%	46.7%	28.5%	5.0%	13.2%	0.3%	72. 3%
35~39歳	100.0%	67.4%	27.3%	32.9%	3.4%	3. 7%	32.3%	21.8%	5.7%	4.9%	0.3%	82. 0%
40~44歳	100.0%	78.6%	35.1%	35.7%	2. 7%	5.0%	20.9%	12.0%	5.0%	3.9%	0.5%	82. 8%
45~49歳	100.0%	77. 7%	24.1%	44.5%	4.4%	4.7%	22.1%	7.8%	8.3%	6.0%	0.2%	76. 4%
50~54歳	100.0%	76.7%	16.8%	51.8%	5.8%	2. 2%	22.2%	4.9%	10.7%	6.6%	1. 2%	73. 5%
55~59歳	100.0%	77.3%	12.6%	57.2%	5.0%	2.5%	21.2%	1.0%	14.5%	5.7%	1.5%	70. 8%
60~64歳	100.0%		1. 4%	56.9%	7.0%	1.6%	31.6%	2. 7%	21.8%	7.0%	1. 4%	61. 0%

### <被保険者の死亡に伴う就業状況の変化別 構成割合(有期年金(別掲))>

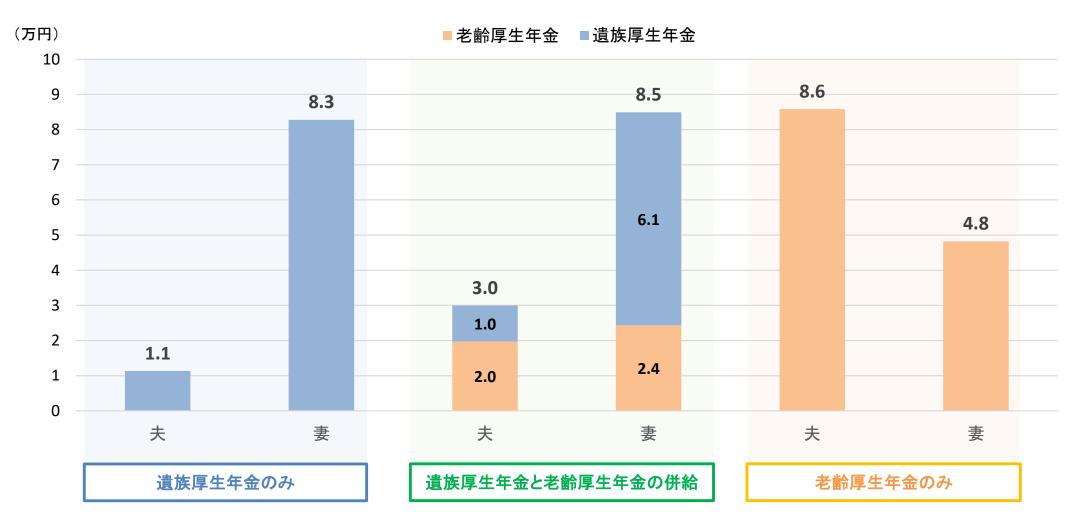
			被保険	者死亡前に仕	事あり		1				
被保険者 死亡時の 受給者年齢	計	計	転職した	仕事を 変えて いない	辞職した	不詳	計	就職した	無職のまま	不詳	不詳
年齢計	100.0%	84.7%	33.6%	38.9%	8.5%	3.7%	Х	6.0%	5.1%	Х	Х
~24歳	100.0%	86.8%	51.1%	Х	Х	Х	Х	_	Х	_	Х
25~29歳	100.0%	84.4%	31.1%	Х	Х	Х	Х	6.9%	Х	Х	_

78. 5%

(注)表中「一」は計数のない場合、「X」は個々の受給者の秘密保護の観点で数値を秘匿した場合を表す。「有期年金」とは、遺族厚生年金の受給者のうち5年間の有期給付の対象者を表す。 (出所)厚生労働省「遺族年金受給者実態調査」(令和3年)より作成

## 遺族年金と老齢年金の続柄・併給状況別 平均年金月額(配偶者・65歳以上)

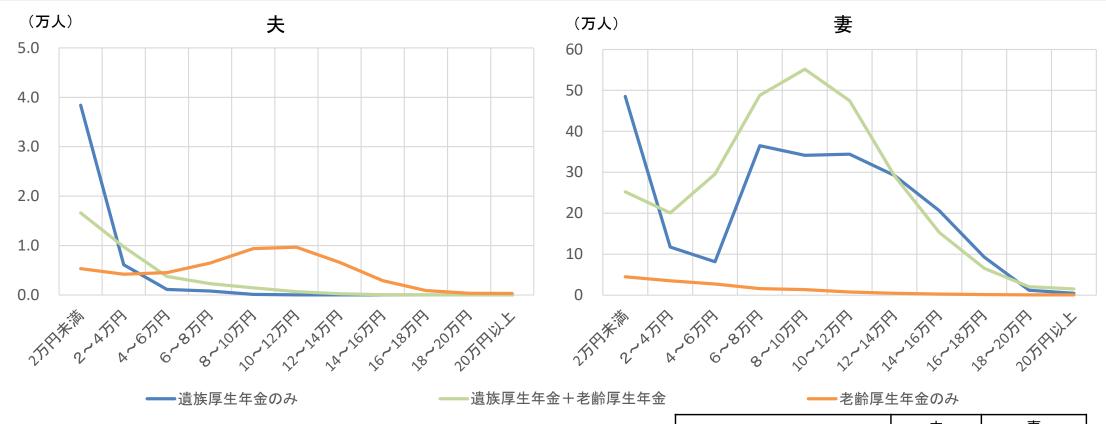
○ 遺族年金と老齢年金の併給状況別に平均年金月額をみると、夫については、老齢厚生年金のみを受給している者が最も高くなっている。一方、妻については、老齢厚生年金のみを受給している者は、遺族厚生年金のみを受給している者及び遺族厚生年金と老齢厚生年金を併給している者と比べ低い水準となっている。



- (注1) 遺族厚生年金の受給権がある者(旧法分を含み、共済組合分を除く)を対象として集計している。 また、老齢厚生年金についても旧法分は含まれているが、共済組合分は除いている。
- (注2) 年金額には基礎年金は含まない。
- (出所) 年金局調べ(令和3年度末時点)

## 遺族年金と老齢年金の続柄・年金額階級・併給状況別 受給者数(配偶者・65歳以上)

- 配偶者に係る遺族年金支給額(65歳以上)の年金額の分布を続柄別にみると、夫については、遺族厚生年金のみを受給している者及び遺族厚生年金と老齢厚生年金を併給している者は2万円未満にピークがある一方で、老齢厚生年金のみを受給している者は10~12万円をピークとした山型となっている。
- 妻については、遺族厚生年金のみを受給している者は2万円未満や6~12万円の層が多くなっており、遺族厚生年金と老齢厚生年金を併給している者は8~10万円をピークとした山型となっている。また、老齢厚生年金のみを受給している者は2万円未満にピークがあるが、人数規模は他と比べて少ない。



- (注1)遺族厚生年金の受給権がある者(旧法分を含み、共済組合分を除く)を対象として集計している。 また、老齢厚生年金についても旧法分は含まれているが、共済組合分は除いている。
- (注2)年金額には基礎年金は含まない。
- (出所) 年金局調べ(令和3年度末時点)

	夫	妻
遺族厚生年金のみ	4.7万人	234. 3万人
遺族厚生年金+老齢厚生年金	3.5 万人	280.9万人
老齢厚生年金のみ	5. 1 万人	15.4万人
総計	13.2万人	530.6万人
	遺族厚生年金+老齢厚生年金 老齢厚生年金のみ	遺族厚生年金+老齢厚生年金3.5万人老齢厚生年金のみ5.1万人

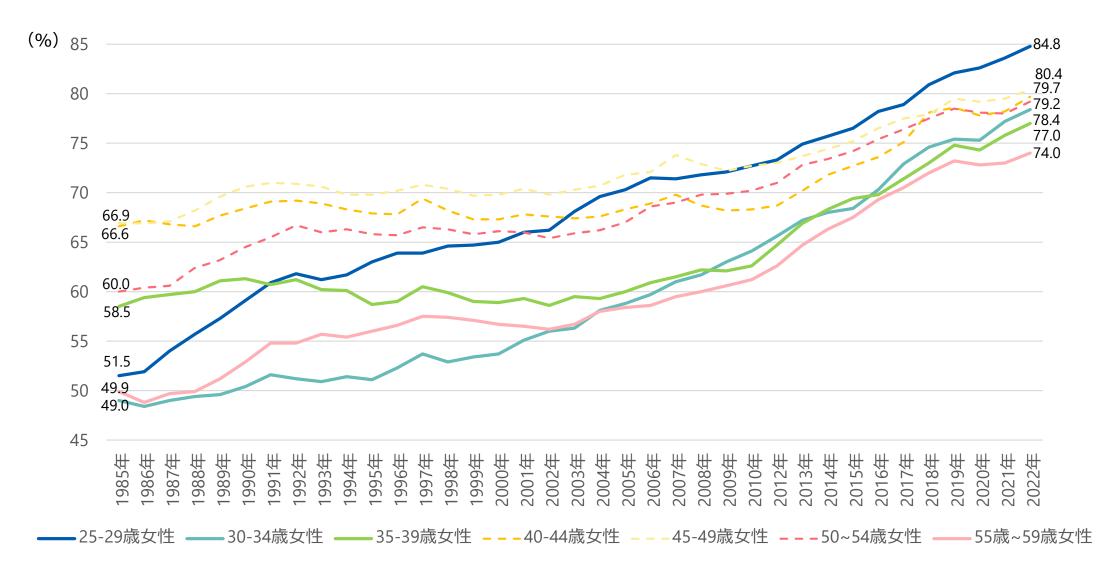
- 1. 遺族年金制度の概要
- 2. 遺族年金制度の改正経緯・課題
- 3. 遺族厚生年金
  - ○受給者の実態
  - ○女性を取り巻く社会経済状況
- 4. 遺族基礎年金
- 5. 諸外国の事例

(参考)遺族年金制度に関連する議論・国会審議



## 就業率の推移(女性)①

○ 20代後半から30代後半と50代後半の就業率が約40年で大きく上昇している。

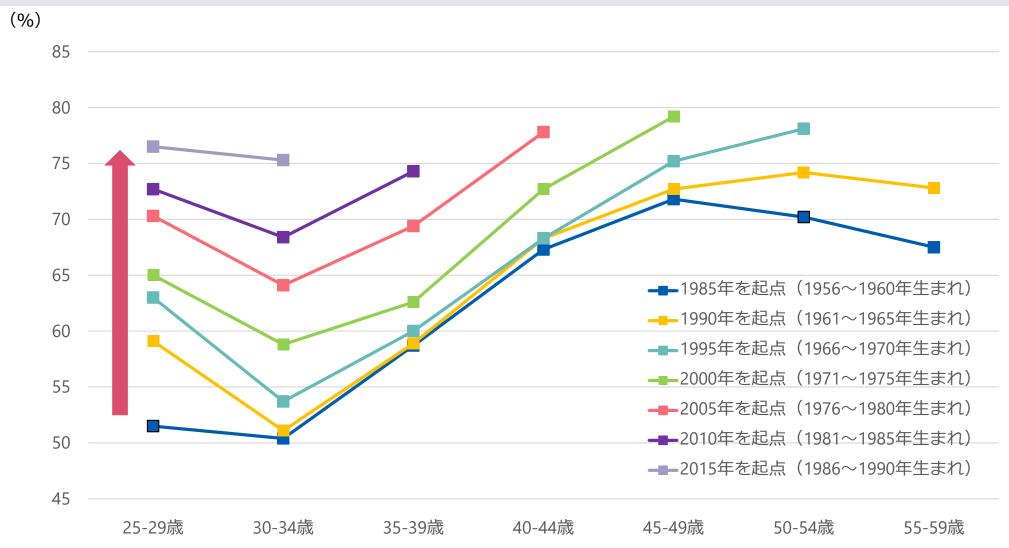


- (注1)「就業率」とは、15歳以上人口に占める就業者の割合をいう。
- (注2) 2011年のデータは東日本大震災の影響で掲載せず。

(出所)総務省「労働力調査」

## 就業率の推移(女性)②

- 世代が若くなるほど高齢時の就業率が高い傾向にある。
- 全世代で30代前半に就業率が下がるが、世代が若くなるほど下げ幅は小さくなる。

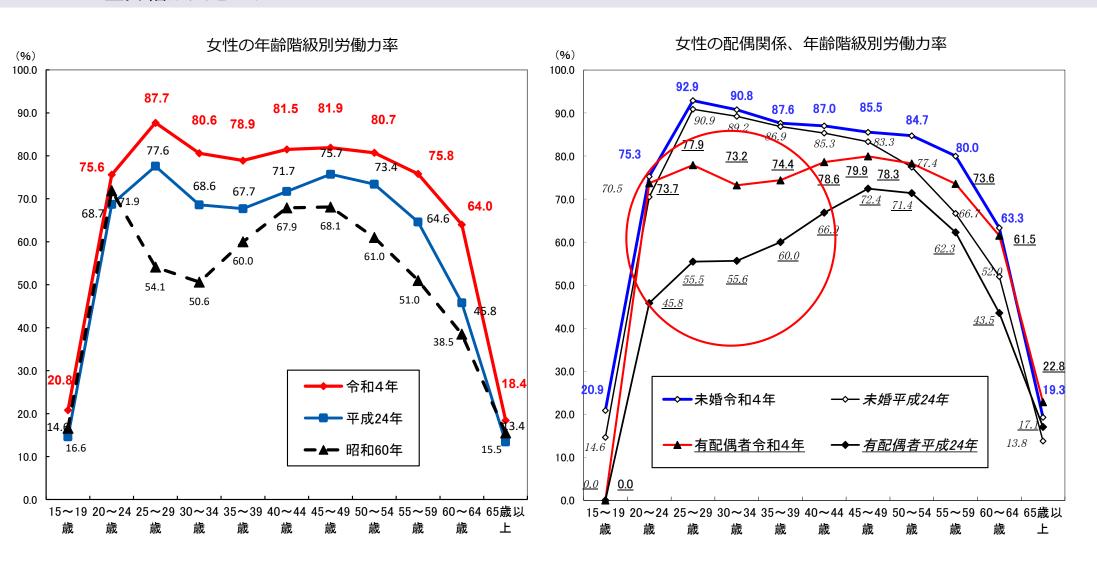


- (注1) 「就業率」とは、15歳以上人口に占める就業者の割合をいう。
- (注2) 2011年のデータは東日本大震災の影響で掲載せず。

(出所)総務省「労働力調査」

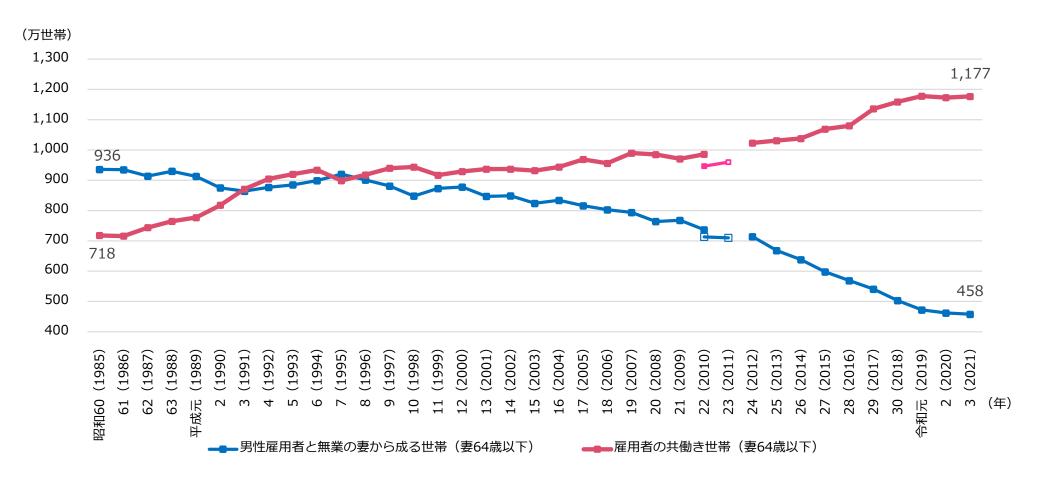
## 女性の労働力率の変化(全体と配偶関係別)

- 女性の年齢階級別の労働力率はM字型を描いていたが、台形型に近づきつつある。
- 10年前と比べると全ての年齢階級で労働力率は上昇している。
- 10年前と比べると、有配偶者の「20~24歳」、「25~29歳」、「30~34歳」、「35~39歳」、「40~44歳」 の上昇幅が大きい。



## 共働き世帯数と専業主婦世帯数の推移(妻が64歳以下の世帯)

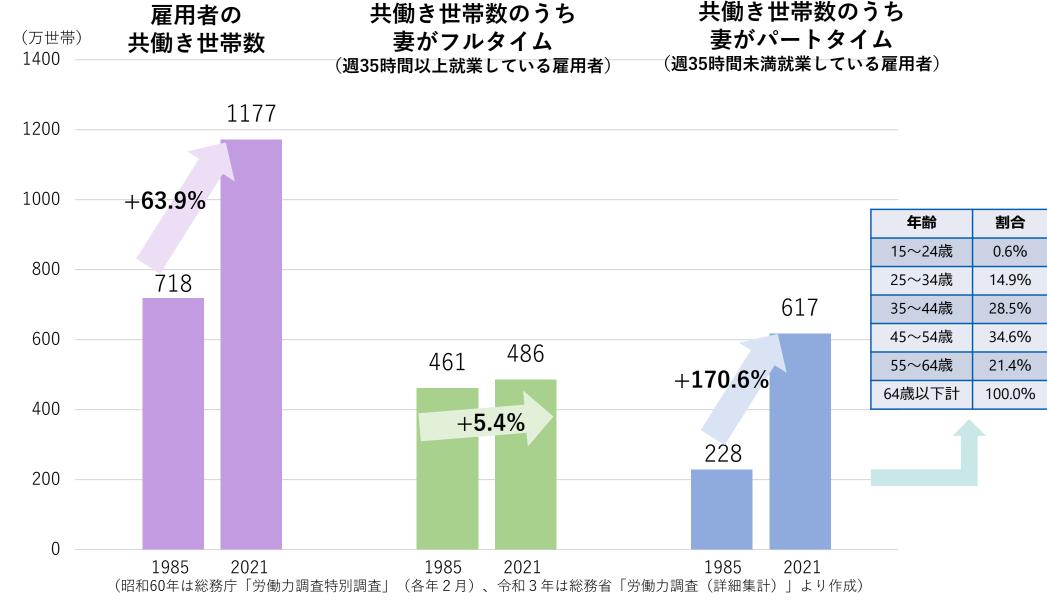
○ 専業主婦世帯が減少する一方で、共働き世帯は増加。



- (備考) 1.昭和60年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月)、平成14年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」より作成。 「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とでは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
  - 2.「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、平成29年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)かつ妻が64歳以下世帯。 平成30年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び失業者)かつ妻が64歳以下の世帯。
  - 3.「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦共に非農林業雇用者(非正規の職員・従業員を含む)かつ妻が64歳以下の世帯。
  - 4. 平成22年及び23年の値(白抜き表示)は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

# 昭和60(1985)年と令和3(2021)年の比較(雇用者の共働き世帯数(妻が64歳以下の世帯))

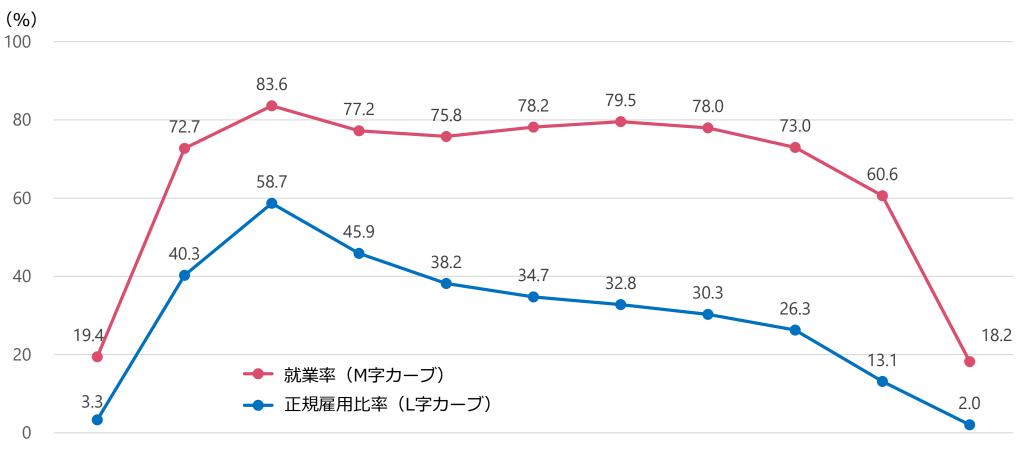
○ 共働き世帯数の増加の大部分は、妻がパートの共働き世帯数の増加によるもの。妻がフルタイムの共働き世帯数は横ばい。



(出所) 内閣府男女共同参画会議 第12回計画実行・監視専門調査会資料(令和4年3月2日)をもとに厚生労働省において一部修正

# 女性の年齢階級別正規雇用比率(L字カーブ)(令和3(2021)年)

○ 30歳以降の年齢層において正規雇用比率が減少している(L字カーブ)。



15~19歳 20~24歳 25~29歳 30~34歳 35~39歳 40~44歳 45~49歳 50~54歳 55~59歳 60~64歳 65歳以上(歳)

- (備考) 1. 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。
  - 2. 就業率は、「就業者」/「15歳以上人口」×100。
  - 3. 正規雇用比率は、「正規の職員・従業員 | / 「15歳以上人口 | ×100。

(出所) 男女共同参画白書 令和4年版

## 既婚女性の就業状況

- ○既婚女性のうち非労働力人口が3割弱いる。
- ○既婚女性就業者のうち雇用者の5割強は非正規。

### 〈既婚女性就業者の従業地位別構成比〉 ※右図の就業者(73.9%)の構成比

(単	仂	%
(#)	11/	70

													(単位:%)
			15~	20~	25~	30~	35~	40~	45~	50~	55~	60~	15~
	_		19歳	24歳	29歳	34歳	39歳	44歳	49歳	54歳	59歳	64歳	64歳
自営	自営	業主	_	0.0%	0.1%	0.3%	0.5%	0.5%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	3.5%
業等	家族征	<b>芷業者</b>	-	0.0%	0.1%	0.1%	0.3%	0.4%	0.5%	0.5%	0.6%	0.7%	3.1%
	役員		_	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%	0.3%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	2.7%
	正規の	の職員・従業員	0.0%	0.5%	3.4%	4.9%	5.3%	5.7%	6.2%	5.5%	4.2%	2.2%	38.1%
		パート	-	0.1%	1.0%	2.3%	4.0%	5.8%	7.4%	7.5%	6.2%	5.2%	39.5%
雇		アルバイト	0.0%	0.1%	0.3%	0.3%	0.4%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	3.7%
用者	1 チト	労働者派遣事業 所の派遣社員	0.0%	0.0%	0.2%	0.3%	0.3%	0.4%	0.5%	0.6%	0.3%	0.1%	2.7%
		契約社員	-	0.1%	0.2%	0.3%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	4.0%
		 嘱託	-	_	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.5%	1.4%
		その他	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%	1.1%
従業上の地位不詳		_	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.3%	
就業者 計		0.0%	0.9%	5.3%	8.6%	11.6%	14.4%	17.3%	16.9%	14.0%	11.2%	100.0%	

#### 〈既婚女性の就業実態〉

1270	(						
15^	~64	100%					
[	労働	力人口	74.9%				
		就業者	73.9%				
		完全失業者	1.0%				
[	非关	働力人口	25.0%				
		通学	0.1%				
		家事	23.7%				
L		その他	1.2%				
5	就業	<b>钬態不詳</b>	0.0%				
		/ 25	4 /L 0 / \				

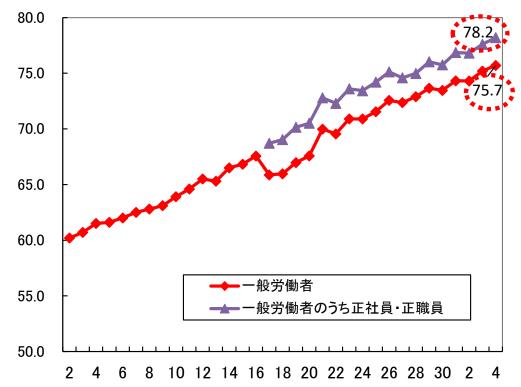
(単位:%)

## 男女間賃金格差

○ 男女間賃金格差は長期的には縮小傾向にあるが、国際的に見ると依然その開きは大きい。

#### 男女間賃金格差(※1)の推移



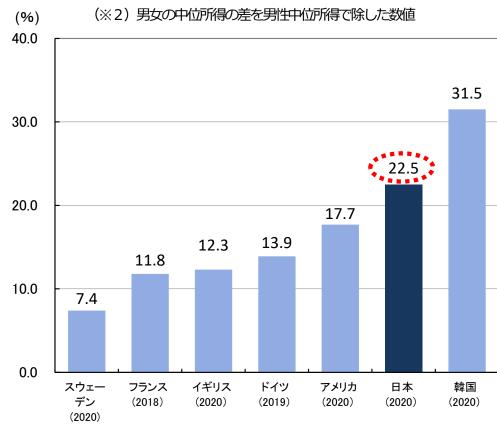


#### 1 「一般労働者」は、常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者をいう。

- 2 「短時間労働者」は、常用労働者のうち、1日の所定内労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。平成16年まで「パートタイム労働者」の名称で調査していたが、定義は同じである。
- 3 「正社員・正職員」とは、事業所で正社員、正職員とする者をいう。
- 4 平成30年調査から、常用労働者の定義が変更されている。 (変更前:1か月を超える期間を定めて雇われている者、変更後:1か月以上の期間を定めて雇われている者)
- 5 平成30年以前は、調査対象産業「宿泊業、飲食サービス業」のうち「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を除外している。
- 6 令和2年から、推計方法が変更されている。
- 7 平成18年~令和元年分については、データの一部に遡及推計値を用いている。

### (出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

#### フルタイム労働者の男女間賃金格差(※2)国際比較



(出所)(独)労働が新飛・研修機構「データブック国際労働に較2022」

## 年齢階級別 男女間の賃金格差の推移

- 子なし妻の有期給付化を行った平成16年改正の際に参照した平成14年のデータと令和4年のデータを比較する と、すべての年齢階級で男女の賃金格差は縮まっている。
- 一方、年齢階級別にみると40代~60代前半では男性に対する女性の賃金が7割前後となっており、依然として 男女の賃金格差が残っている。

平成14年の男女の賃金格差

	1 /2/01 1 0		
年齢	男性の賃金 (千円)	女性の賃金 (千円)	女性/男性(%)
20~24	199.7	187.1	93.69
25~29	241.0	212.9	88.34
30~34	292.6	234.7	80.21
35~39	347.0	249.3	71.84
40~44	387.3	246.6	63.67
45~49	411.1	241.1	58.65
50~54	418.9	237.4	56.67
55~59	398.5	231.3	58.04
60~64	296.5	198.3	66.88
65~69	281.0	216.2	76.94

令和4年の男女の賃金格差

年齢	男性の賃金 (千円)	女性の賃金 (千円)	女性/男性(%)
20~24	220.5	216.3	98.10
25~29	259.3	240.8	92.87
30~34	297.0	254.0	85.52
35~39	335.8	268.2	79.87
40~44	363.6	275.6	75.80
45~49	388.1	278.5	71.76
50~54	410.9	279.2	67.95
55~59	416.5	280.0	67.23
60~64	321.8	237.3	73.74
65~69	274.5	216.2	78.76

<sup>※</sup>一般労働者(臨時労働者と短時間労働者を除く労働者)の所定内給与額(基本給、職務手当、精皆勤手当、通勤手当、家族手当)を対象とする。 (出所) 厚生労働省「平成14年賃金構造基本統計調査」「令和4年賃金構造基本統計調査」

## ひとり親世帯における母(父)の就業状況

### ひとり親世帯の母(父)の就業状況をみると、

- 母より父の方が全体的な就業率は高く、母では死別より生別の方が就業率は高い傾向にある。
- 父は正規の職員・従業員、母は生別の場合は正規の職員・従業員、死別の場合はパート・アルバイト等が占める割合が高い。
- 母子世帯(死別)の母は不就業の割合が他と比較して高い。

(単位:%)

				従業上の	地位							
		計	就業し ている	正規の 職員・ 従業員	派遣社員	パー ト・ア ルバイ ト等	会社な どの役 員	自営業	家族従業者	その他	不就業	不詳
	死別	100.0	91.3								2.7	6.0
父	70,53	100.0	71.5	68.9	1.1	1.6	8.7	10.4	0.5	0.0	2.7	0.0
	生別	100.0	07.0								г э	7.0
	<i>王ற</i>	100.0	87.8	60.7	1.3	4.8	5.7	13.4	0.6	1.2	5.2	7.0
	Dul											
日	死別	100.0	82.1	28.6	2.1	42.9	2.9	2.9	0.0	2.9	11.4	6.4
<del>- )</del>												
生別	生別   	100.0	86.7	43.4	3.1	32.8	0.7	4.2	0.4	2.1	8.9	4.3

(出所) 厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」(令和3年度)

# 死別世帯における母(父)および世帯の年間収入

死別世帯における母(父)および世帯の年間収入をみると、

- 母に比べて父の方が水準は高い。
- 就労収入と世帯収入の差額は父母間で大きな差はない。

(単位:%)

		計	100万円未満	100~200万円 未満	200~300万円 未満	300~400万円 未満	400万円以上	平均年間収入
父	就労収入	100.0	3.1	3.7	9.3	15.5	68.3	608万円
	世帯収入	100.0	1.8	2.4	6.1	10.3	79.4	709万円
母	就労収入	100.0	32.2	23.1	19.0	7.4	18.2	220万円
<del>1-3</del>	世帯収入	100.0	8.8	15.8	15.8	19.3	40.4	375万円

(出所) 厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」(令和3年度)

- 1. 遺族年金制度の概要
- 2. 遺族年金制度の改正経緯・課題
- 3. 遺族厚生年金
  - ○受給者の実態
  - ○女性を取り巻く社会経済状況
- 4. 遺族基礎年金
- 5. 諸外国の事例

(参考)遺族年金制度に関連する国会審議



## 【再掲】年金部会における議論の整理(平成27年1月21日)における指摘(遺族年金関連)

### 1. 検討に当たっての論点

- 遺族年金制度は、<u>家計を支える者が死亡した場合に、残された遺族の所得保障を行うもの</u>。
- しかし、現行の制度は、制度の成り立ちから、依然として、<u>男性が主たる家計の担い手であるという考え方を内包した給付設計となっている。</u>
- 今後は<u>男女がともに就労することが一般化していくことが想定される中、遺族年金について</u>も、社会の変化に合わせて制度を見直していくことが必要。

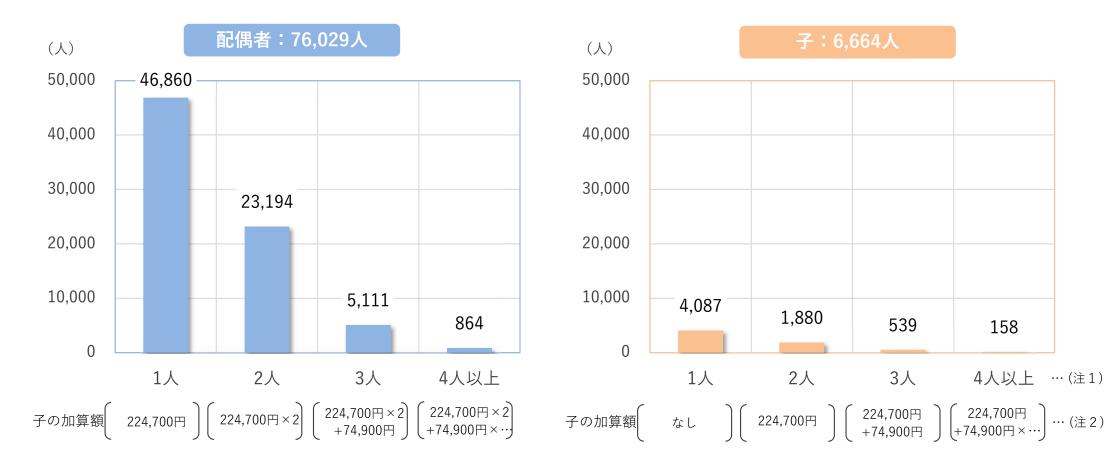
### 2. 主な指摘事項

<共働きが一般化することを前提とした遺族年金制度の在り方>

- ① 制度上の男女差の解消
- ② 養育する子がいない家庭における有期化又は廃止
- ③ その際には、現に配偶者の年金で生計を立てている者への配慮が必要
- ④ 離婚後に子を引き取った一方が亡くなり、その後、生存している一方が子を引き取ったとき における遺族基礎年金の支給停止といった各論の検討も必要

## 遺族基礎年金受給者数 配偶者・子別

- ○遺族基礎年金は、令和3年度末時点で、配偶者が76,029人、子が6,664人受給している。
- ○加算対象となる子の人数別にみると、人数が増えるにつれて受給者数は逓減する。



(注1)子の受給者数は、1人の被保険者の死亡により複数の子が受給者となった場合、それぞれを1人の受給者として計上している。 したがって、例えば死亡した被保険者に2人の子がおり、その両方が受給者となった場合、「2人」の列に受給者数2人が計上される。

(注2) 子の受給者1人当たりの加算額は、子の人数で割った額となる。

(出所) 年金局調べ(令和3年度末)

## 子に関する支給停止・失権規定

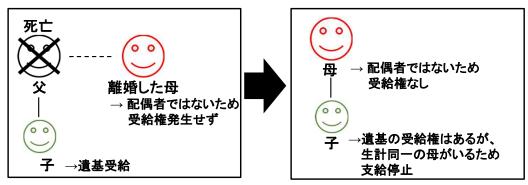
### 【現状】

- 遺族基礎年金の支給対象者は、「子のある配偶者」又は「子」であるが、子に対する遺族基礎年金は、受給権を発生させた上で、**以下の場合は支給停止**となる構成となっている。
  - ① 配偶者が遺族基礎年金の受給権を有するとき、又は、
  - ② 生計を同じくする父若しくは母があるとき

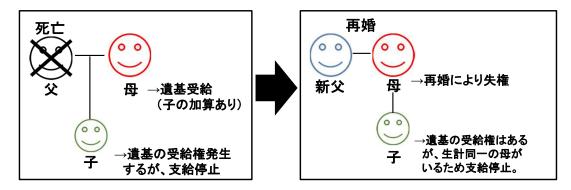
(※遺族厚生年金には②に相当する規定なし)

○ このため、例えば以下A~Dのようなケースで遺族基礎年金が支給停止となっている。

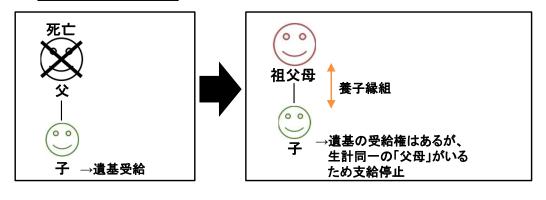
#### <u>A.離婚した元配偶者に引き取られた場合</u>



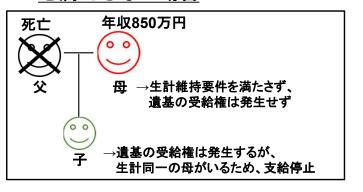
#### B. 遺された配偶者が再婚し、失権した場合



### <u>C. 配偶者以外の直系血族(姻族)に引き取られ、養子</u> 縁組をした場合



### D. 遺された配偶者が、高年収等により生計維持要件 を満たさない場合



## 遺族年金の失権事由・支給停止事由

### 遺族厚生年金

#### <u>失権事由</u>

- 死亡
- 婚姻
- 直系血族・姻族以外との養子縁組
- •離縁(死亡者との親族関係終了)
- •【30歳未満妻】受給権取得後5年経過
- ・【子・孫】18歳到達・20歳到達・障害 不該当
- •【父母・孫・祖父母】死亡時に胎児で あった者の出生

#### 支給停止事由

- 労基法上の遺族補償との調整(6年間)
- 老齢厚生年金との先充て調整
- •【子なし夫・父母・祖父母】60歳到達 までの間
- ・【子】配偶者が遺族厚生年金の受給権 を有するとき(支給停止中除く)
- ・【配偶者】子が遺族基礎年金の受給権 を有するとき(子の遺厚の支給停止中 除く)
- •【配偶者・子】子・配偶者の所在が一 年以上不明のとき
- •2人以上の受給権者のうち1人以上の者 の所在が一年以上不明のとき

### 遺族基礎年金

#### 失権事由

- 死亡
- 婚姻
- 直系血族・姻族以外との養子縁組
- ・【配偶者】全ての子が失権事由に該当したとき
- ・【子】離縁(死亡者との親子関係終了)
- •【子】18歳到達·20歳到達·障害不 該当

#### 支給停止事由

- 労基法上の遺族補償との調整(6年間)
- •【子】配偶者が遺族基礎年金の受給権 を有するとき(支給停止中除く)
- •【子】生計を同じくする父又は母があるとき
- ・【配偶者】配偶者の所在が一年以上不明のとき
- ・【子】2人以上の子のうち1人以上の子 の所在が一年以上不明のとき

### (参考) 労災保険の遺族(補償) 年金 遺族(補償) 年金

※支給対象は、配偶者・子・孫・父母・ 祖父母・**兄弟姉妹** 

#### 失権事由

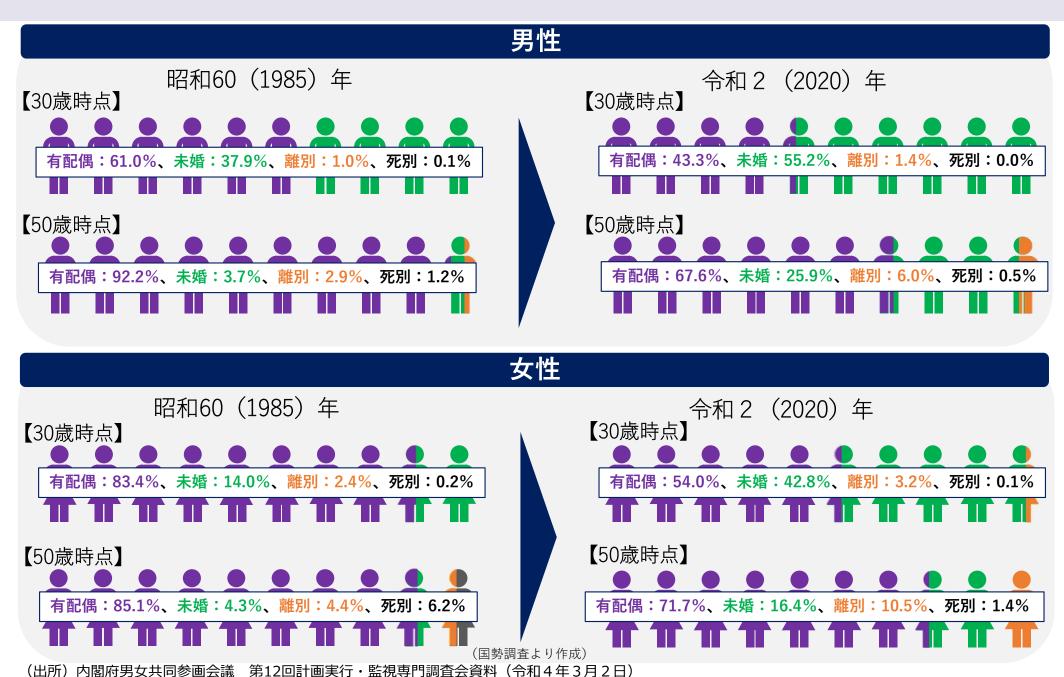
- 死亡
- 婚姻
- 直系血族・姻族以外との養子縁組
- •離縁(死亡者との親族関係終了)
- ・【子・孫】18歳到達・20歳到達・ 障害不該当
- ・労働者、先順位・同順位の遺族、 遺族となるべき者を故意に死亡さ せた場合

#### 支給停止事由

- 【夫・父母・祖父母・兄弟姉妹】 60歳到達までの間
- •2人以上の受給権者のうち1人以上 の者の所在が一年以上不明のとき
- 前払一時金の額に達するまでの支給停止
- •加害者からの損害賠償金との相殺

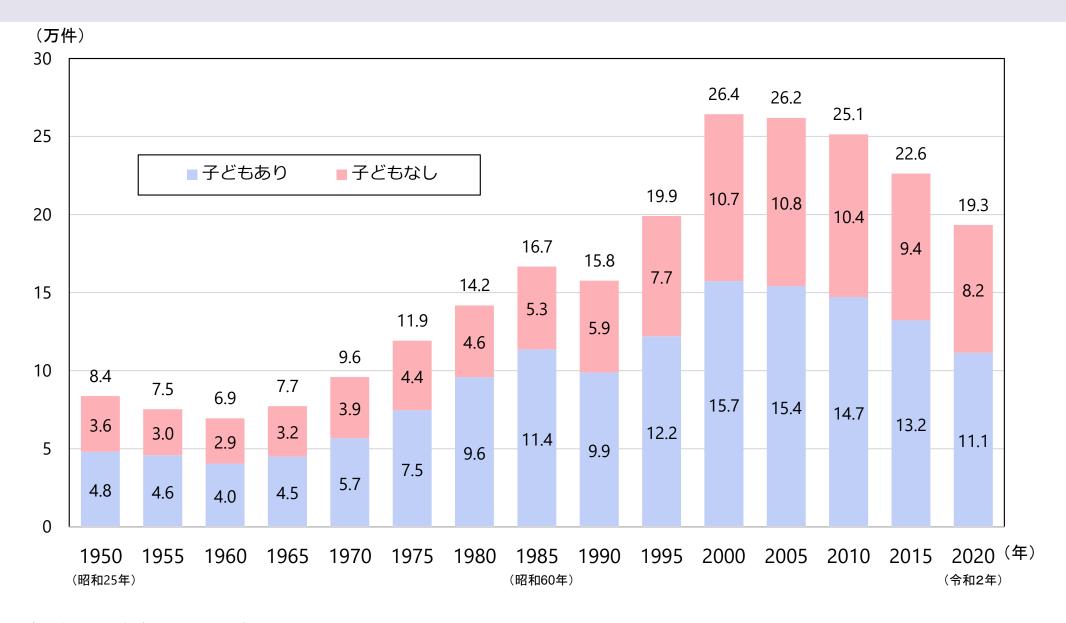
## 昭和60(1985)年と令和2(2020)年の比較(30歳・50歳時配偶状況)

○ 昭和の時代は9割が50歳時点で配偶者がいたが、令和の時代は3割が配偶者がいない状態。



## 年次別離婚件数

- 昭和の時代に比べて「子どもあり」世帯の離婚が増えている。
- 2020年の離婚件数19.3万件のうち、「子どもあり」は11.1万件、「子どもなし」は8.2万件。



(出所)厚生労働省「人口動態調査」

- 1. 遺族年金制度の概要
- 2. 遺族年金制度の改正経緯・課題
- 3. 遺族厚生年金
  - ○受給者の実態
  - ○女性を取り巻く社会経済状況
- 4. 遺族基礎年金
- 5. 諸外国の事例

(参考)遺族年金制度に関連する議論・国会審議



# 先進諸国における遺族年金制度について

		アメリカ	英国	ドイツ	フランス	スウェーデン	日本
総	合付の種類及び 給付対象者	高齢の寡婦(夫)年金 ・10年以上保険料拠出歴のある者 の60歳以上の遺族配偶者 障害のある寡婦(夫)年 金 ・50歳以上60歳未満で障害のある 遺族配偶者	遺族支援手当 ・老齢年金支給開始年齢前の 遺族配偶者等	大寡婦 (夫) 年金 次のいずれかに該当する寡婦 (夫) ・45歳以上(47歳へ引き上げ中) ・稼得能力の減退がある ・18歳未満又増書がある子がある 小寡婦 (夫) 年金 ・大寡婦 (夫) 年金に該当しない 寡婦 (夫)	振替年金 ・55歳以上の寡婦(夫) 寡婦(夫)手当 ・55歳未満の寡婦(夫)	一般調整年金 65歳未満で次のいずれかに該当する寡婦(夫) ・死亡した配偶者と最低5年間同居・18歳未満の同居する子がある 最低保証年金(税財源) ※一般調整年金受給者のうち、支給額が居住期間に基づき算定された最低保障額に満たない者に対して支給。	遺族基礎年金 ・子(18歳到達年度末までの間にあるか又は20歳未満で障害がある子)のある寡婦(夫)又は子 遺族厚生年金 ・
	収入要件	就労収入に応じて減額	なし	所得 <sup>(※)</sup> に応じて減額 ※本人の老齢年金を含む。	所得 <sup>(※)</sup> に応じて減額 ※本人の老齢年金及び 遺族年金を含む。	なし	被保険者の死亡時点でその者 によって生計維持されており、 遺族の年収850万以下である こと
] ;	子を養育する 遺族配偶者に 対する遺族給付	年齢要件を満たさなく とも、死亡一時金では なく遺族年金の支給対 象となる。	有期給付 最長18ヶ月間 月額£350(≒52,850円) + 一時金 (£3,500(≒528,500 円))	支給期間が延長され、 年金額も増額される。 (大寡婦(夫)年金の支給対象となる。)。また、3 歳までの子の養育経験に応じた加算が付く。	【振替年金】 支給額が増額される。 【寡婦(夫)手当】 加算なし	有期給付 12ヶ月間 死亡した配偶者の所得比例年金見込額の55% ※一般調整年金の支給終了時点における子の状況により、支給期間が延長される。	遺族基礎年金 · 遺族厚生年金
子を養育しな		【高齢の寡婦(夫) 年金】 無期給付 ・死亡した配偶者の年金の 100%	有期給付 最長18ヶ月間 月額 £ 100(≒15,100円)	【大寡婦(夫)年金】 無期給付 ・45歳以上の場合死亡した配 偶者が受給する年金の55% 有期給付 ・稼得能力の減退がある場合 は、その理由となっている障 実生が回復するまで、18時ま	【振替年金】 無期給付 死亡した配偶者が受給 する老齢年金の54% (下限補償額あり)	有期給付	遺族厚生年金 ・女性のみ給付。30歳以上は 無期給付。30歳未満の場合、5 年間の有期給付。
遺族給付い遺族配偶者に	         中高齢の遺族	【障害のある寡婦 (夫)年金】 無期給付 ・死亡した配偶者の年金の 71.5%	+ 一時金 (£2,500 (≒377,500 円))	書等が回復するまで、18歳未満の子がある場合は、その子どもが18歳になるまで、死亡した配偶者が受給する年金の55%  【小寡婦(夫)年金】  「有期給付24ヶ月間 死亡した配偶者が 受給する年金の25%	【寡婦(夫)手当】 有期給付 最長24ヶ月間 月額602.73€(≒81,971円)	12ヶ月間 死亡した配偶者の所得比例年 金見込額の55%	遺族厚生年金 ・男性は55歳から。40歳以上 の女性には中高齢寡婦加算が 付く。
É	目らの老齢年金と の関係	併給可能・調整あり (遺族年金が本人の老護年金額 より高、場合のみ遺族年金か支給 され、支給額は老護年金との差額)	併給不可 (老輩年金支給鼎始年齢以降の 遺類部署等は支給対象外)	併給可能・調整あり (老齢年金を含めて 大寡婦(夫)年金額を調整)	併給可能・調整あり (老齢年金を含めて 遺族年金額を調整)	併給可能・調整なし (ただし、遺族年金は受給者 が65歳になると支給終了)	併給可能・調整あり (遺族年金が本人の老護年金額 より高、場合のみ遺族年金が支給され、支給額よ都鮮年金との差額) 58

# 先進諸国の遺族年金の給付の性格に応じた整理

性格の種類	主な対象	概要
①遺族の生活 変化に対する 一時的支援	·現役期遺族	・葬儀費用や住替え費用を始めとした金銭的支出、(再)就職や転職などの生活の立て 直しを図るための準備期間に対する一時的な支援。 ・イギリス:遺族支援手当・フランス:寡婦(夫)手当 ・ドイツ:小寡婦(夫)年金・アメリカ:死亡一時金 ・スウェーデン:一般調整年金
②現役期遺族や 遺児に対する 中長期的な 所得保障	·子あり配偶者 ·遺児 ·中高齢遺族	・失われた収入の代替。 ・特に、遺族に子がいる場合には、養育費がかかり、また、就労が相対的に難しいこと、 子がいない場合も、遺族が中高齢である場合は就労が難しいことを考慮。 (子向け)・ドイツ:大寡婦(夫)年金 (中高齢向け)・ドイツ:大寡婦(夫)年金 ・スウェーデン:延長調整年金 ・フランス:振替年金 ・アメリカ:遺児を養育する親年金 ・アメリカ:高齢の寡婦(夫)年金
③老齢年金の 代替・補足(高 齢遺族の所得 保障)	・高齢遺族 (主に女性)	・高齢遺族の所得保障。 ・遺族配偶者が高齢の場合、それまでの就労状況等を反映して、本人が老齢年金を受給できないあるいは老齢年金額が低くなることがあり、特に女性においてその傾向が強いことを考慮。 ・フランス:振替年金・ドイツ:大寡婦(夫)年金・アメリカ:高齢の寡婦(夫)年金
④死亡した者が 獲得した年金 受給権の遺族 への継承	·遺族	・遺産相続的な観点又は死亡した被保険者の保険料拠出に貢献したことの対価という観点から、被保険者の受給していた(又は受給するはずであった)年金の一部を遺族に支給。 ・フランス:振替年金

※我が国の遺族年金は、遺族基礎年金が②、遺族厚生年金が②と③(一部①)の性格を併せ持ったものとなっている。

## 先進諸国におけるこれまでの遺族年金の見直し

### ①一時的な支援

- 先進諸国では①の給付を重視しており、<u>就労意欲を促進する観点から、子のない遺族配偶者への給付を有期化</u>したり、<u>一時的支援の必要性から、若年・中年の遺族配偶者への有期給付を導入</u>している。
- イギリス:遺族支援手当(一時金と有期給付)への一本化
- フランス:若年・中年に対する寡婦(夫)手当の創設

### ②中長期的な所得保障

- 遺族配偶者に子がいる場合や、遺族配偶者が中高齢の場合は、②としての役割は依然として大きい。
- 無期給付である一方、所得額に応じた支給額の減額や支給停止が行われることが多い。
- スウェーデン、ドイツ、フランス、アメリカ(イギリス以外の国)

### ③老齢年金の代替・補足

- 女性の労働力率の向上、老齢年金の水準向上、財政的要請に伴い、<u>③としての遺族年金は見直されて</u>いるところ。
- ドイツ:高齢遺族に対する遺族年金の給付水準の引下げ
- イギリス:遺族配偶者が老齢年金受給後の遺族年金廃止
- スウェーデン:遺族配偶者が65歳到達後の遺族年金廃止

### 4年金受給権の遺族への継承

- 死亡した者に経済的に依存していた遺族に対する所得保障という性格が弱まり、男女を問わずに遺族 年金を支給したり、離婚した元配偶者にも遺族年金を支給したりする仕組みを導入。
- フランス:振替年金
- アメリカ:高齢の寡婦(夫)年金

# 欧米諸国において遺族給付の支給要件における男女差が解消された年

○ 欧米の事例を見ると、遺族給付の支給要件における男女差は、受給権が認められない男性遺族のみならず女性の保険料拠出者への差別的な取扱いであるとの理解の下、男女平等の理念に重きが置かれ、就労環境における男女差が残存する中で、遺族給付における男女差の解消が実現した。

フランス	米国	ドイツ	スウェーデン	英国
(1971年 ※)	1983年	1985年	1988年	1999年

<sup>※</sup> フランスの振替年金においては、当初より支給要件に男女差は存在していなかったが、被扶養者であることが要件とされていたことで、実質的な支給対象者は専業主婦の妻となっていた。1971年に被扶養者要件に代えて所得要件が導入されたことで、実質的に夫も含めた遺族配偶者に対象が拡大されたため、同年の制度改正を男女差の解消と位置付けている。

## フィンランド遺族年金の制度改正(2022年実施)

- ○現行制度(所得比例年金・国民年金の配偶者年金)
  - 被保険者死亡時に子を養育していた遺族配偶者と、
  - 養育する子がいない場合には50歳以上で65歳未満、かつ、婚姻期間が5年以上の 遺族配偶者に

所得比例年金は終身で、国民年金は65歳に達するまで支給される。



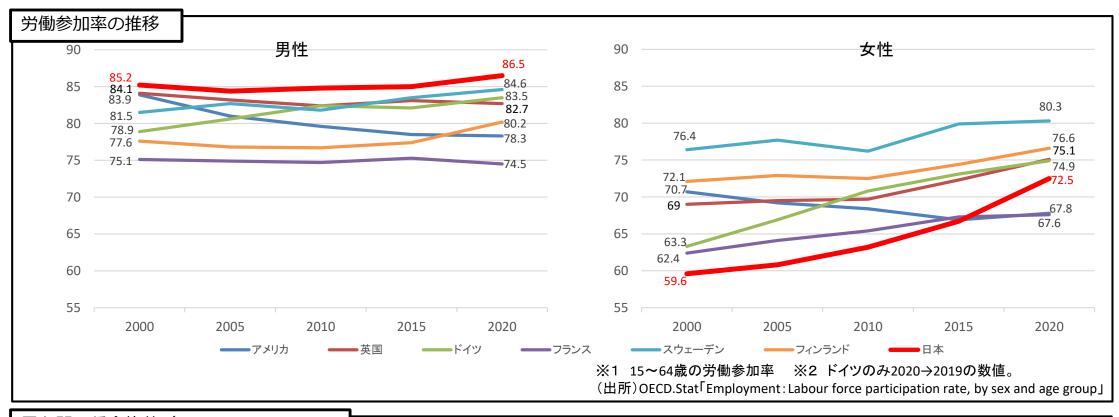
### ○制度改正内容

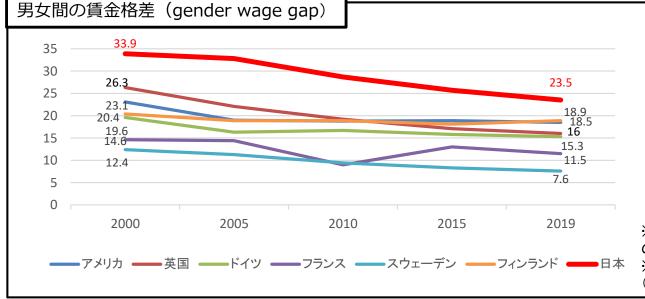
- 配偶者への遺族給付を最大で10年間、または子が18歳に達するまでの有期給付と する。
- 有期給付化は1975年以降生まれの者について、改正法施行(2022年1月)後の死亡から適用する。
- 遺族年金の支給対象を5年間以上の生計同一期間を有し、かつ子を養育していた婚 外カップルにも拡大する。
- 遺児年金(報酬比例年金)の支給を18歳に達するまでから20歳に達するまでに延 長する(国民年金の給付は現在でも21歳に達するまで。ただし、18歳到達以降は フルタイムで在学中の場合のみ)。

#### (出所)

フィンランド社会保険庁(Kela)ホームページ、OECD Pensions Outlook 2018

## 先進諸国における男女別労働参加率・男女間の賃金格差



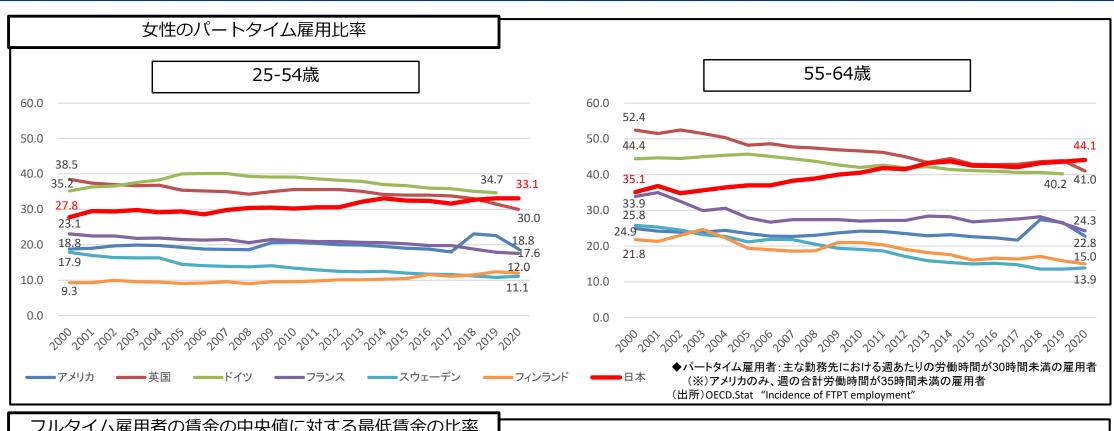


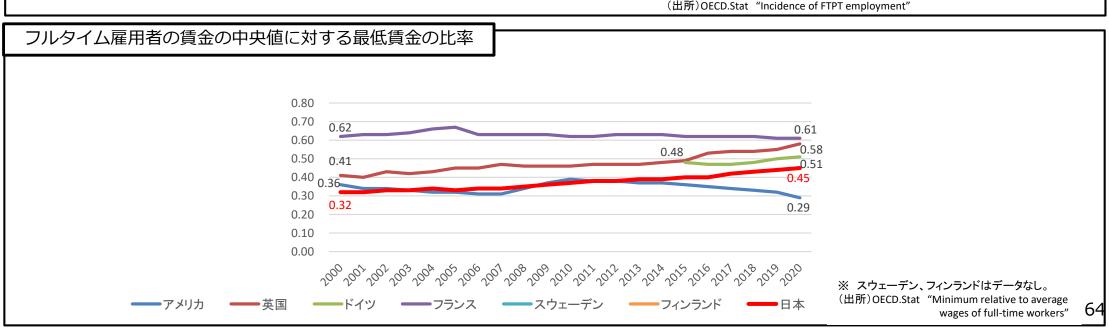
※1 gender wage gapは男性の所得の中央値に対する男女の所得の中央値の差の比率を表し、値が低い方が男女間の賃金格差が低いことを意味する。
※2 ドイツ、フランス、フィンランドは2019→2018の数値。

(出所)OECD.Stat「Employment: Gender wage gap」

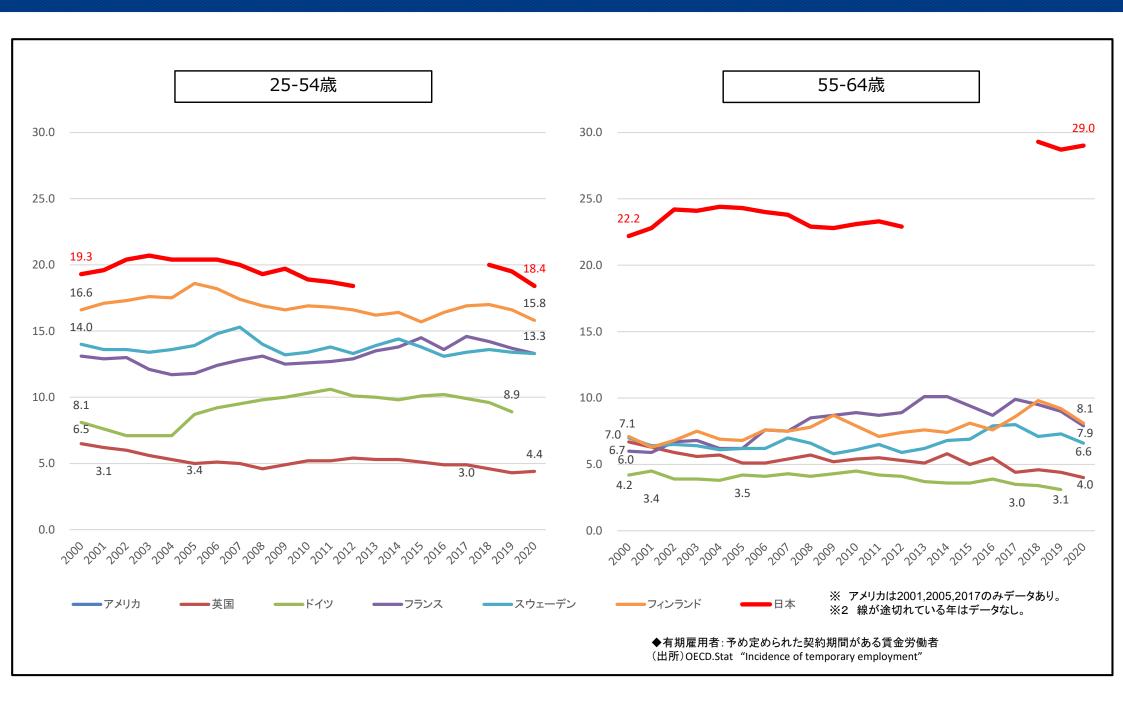
63

## 先進諸国におけるパートタイム雇用と最低賃金





# 先進諸国における女性の有期雇用比率



- 1. 遺族年金制度の概要
- 2. 遺族年金制度の改正経緯・課題
- 3. 遺族厚生年金
  - ○受給者の実態
  - ○女性を取り巻く社会経済状況
- 4. 遺族基礎年金
- 5. 諸外国の事例

(参考)遺族年金制度に関連する議論・国会審議



# 平成28年の科研費研究における論点整理

科研費研究における見解

課税関係において、片働き世帯より共働き世帯が配偶者死亡後に不利な状況となっている

父母等も含む広い支給対象範囲は、制度創設当時の日本の家族形態に合っていた。しかし、制度

論点

① 支給対象となる遺族の範囲

	創設時から今日までの年金制度の発展、高齢者の年金受給状況の変化を踏まえると、 <b>父母・祖父</b> 母の貧困リスクには遺族年金以外で対応すべき
② 遺族配偶者の要件	<ul> <li>3号制度・離婚分割がある以上、離別した元配偶者を支給対象とする必要はない</li> <li>日本においてはこれまでの経緯もあり、事実婚を対象から排除する必要はない</li> <li>同性カップルを支給対象とするのは現時点の法制では難しい</li> </ul>
③ 支給要件の男女差	・ 男性は自活可能、女性は自活困難と一律に想定することが難しくなっているが、男女の就労環境・収入の格差は依然残っており、 <b>現在の男女で異なる支給要件をどちらかの支給要件に揃える</b> という単純な方法以外の解消方法を検討すべき
④ 子のいない遺族配偶者の取扱い	<ul> <li>将来的には有期給付とし、無期給付は必要ないと整理するとしても、現状の日本では、女性の正 社員復帰は現実的に難しく、未だ無期給付の必要性は高い</li> <li>他方、中高齢寡婦加算込みの子なし寡婦への給付水準は、国際的にみて高いため、年齢の区切り 方も含めて中高齢寡婦加算の在り方を再検討すべき</li> </ul>
⑤ 子のいる遺族配偶者の取扱い (及び遺児の取扱い)	<ul> <li>子のいる寡婦への給付制限的見直しはすべきではない</li> <li>第3子以降の加算方法についてその妥当性を検証する必要がある</li> <li>他国には大学進学者への年金制度上の支援の例があるが、日本では困難</li> </ul>
⑥ 再婚の取扱い	・ 現状の扱いを大きく変更する必要性は乏しいが、再婚阻害要因を少しでも除去するため、再婚関 係終了時に受給権が復活する仕組み、再婚時の一時金支給を検討する余地があるのではないか
⑦ 専業主婦(主夫)が死亡した場 合の取扱い	<ul><li>第3号被保険者死亡の場合でも、一律に支給対象外とすべきではない(現状維持)</li><li>ただし、所得の高い遺族配偶者への遺族基礎年金は支給調整するよう検討すべき</li></ul>
<ul><li>⑧ 生計維持要件と所得要件 (所得調査)</li></ul>	<ul> <li>生計維持要件を見直し、所得調整を導入しなければ過剰給付となるケースが増加する可能性</li> <li>遺族年金では拠出と給付の直接的牽連性が乏しく、権利性が相対的に希薄であるため、所得調整の導入が困難とは言い切れない</li> </ul>
⑨ 高齢遺族に対する遺族年金	・ 老齢年金を代替する機能は縮小しているが、労働市場における男女差により、依然、遺族年金の

高齢期における役割は残っている

## 令和5年3月9日 参議院 厚生労働委員会(遺族年金給付の男女差)①

#### (略)

- ○東徹委員 …続いて、遺族厚生年金のことについてお伺いをさせていただきます。遺族厚生年金ですけれども、会社員とか公務員だった人が亡くなると、残された家族の生活を支えるために遺族に支給される年金が遺族厚生年金でありますが、支給要件がこれ男女で大きく違うんですね。大きく違うんです。具体的に何が違うかというと、大体、夫が亡くなると、残された妻は、再婚などしない限り一生遺族厚生年金を受け取ることができるんですが、逆に妻が亡くなって夫が残された場合は、妻の亡くなった時点で子供がおらず、夫が五十五歳未満であれば、これ夫には支給されないんですね。なぜこのような仕組みになっているのか、まずお聞きしたいと思います。
- ○羽生田副大臣 …遺族厚生年金の支給要件につきましては、養育する子がいない場合には男女差というものが発生しているのは事実でございます。具体的には、妻が受給する場合には年齢要件はございませんけれども、奥様が亡くなって夫が受給するという場合には、妻の死亡時に本人が五十五歳以上になっているということが支給対象になる。と、条件になるということになっておりますので、そういった差がございます。遺族年金制度は、家計を支える者が死亡した場合に、残された遺族の所得保障を行うことを目的として設立されたものでございますけれども、このような男女差があるのは、制度設計をした当時の、男性が主たる家計の担い手であったということからこのような形で一般的であった。ということですので、こういった形で制度ができているというのが現状でございますので、今後、もちろんこれも話合いをしていかなければいけないというふうに思っているところでございます。
- ○東徹委員 …そうなんですね。これは、制度が設計された当時は、大体御主人、夫が生計を支えて、奥さんは、何というんですか ね、専業主婦の方も多かったんだろうかなと思いますが、今は男女共に働くというような時代になってきていて、この男女差 をなくしていこうという時代ですから、これはちょっと改正していかなくてはならないというふうに思います。特に、子供が いない夫婦で夫が五十五歳未満のときに妻が亡くなってしまうと夫が受給できない、妻がそれまで支払ってきた保険料という のは、これが掛け捨てになるわけですよね。海外では、ドイツとかフランスだと、四十歳未満の子供がいない場合には二年間 で支給が終わるというふうな制度になっているというふうに聞いております。男女差はないということですね。 共働き世帯が 今は多いわけですから、男女差をやっぱりなくしていくべきと思いますけれども、遺族厚生年金における男女差、どういうふうになくしていくのか、加藤厚生労働大臣にお伺いしたいと思います。
- ○加藤大臣 …現在の支給要件は、当時というよりも、これは昭和二十年代からこうした制度がスタートしているわけでありますから、当時のその時代の背景といいますか家族制度のありよう、こういったものが反映していたんだろうということではありますが、この男女差があることについては、平成二十七年の社会保障審議会の年金部会において、男女が共に就労することが一般化していく中で、社会経済の変化に合わせて見直しを行う必要がないか検証を行うべきという指摘もいただいているところでございます。年金制度、五年に一度財政検証を行い、それに基づき制度改正を行うこととなっております。令和六年に予定されている次期財政検証を受けて行うことになる制度改正に向けて、今後、年金部会において指摘された、まあそれ以外もございますけれども、内容を踏まえて検討を進めていきたいと考えております。
- ○**東徹委員** ···是非早急に、この改正に向けて検討していっていただきたいと思います。(以下略)

## 平成28年12月13日 参議院 厚生労働委員会(遺族年金給付の男女差)②

(略)

- ○薬師寺みちよ委員 …それからもう一点、遺族年金について取り上げさせていただきます。この遺族年金につきましても参考人の皆様方からも意見をいただいて、これは大変重要だよということでございました。年金の信頼を上げる上においても、やっぱり不慮の事故等でパートナーを失ったときに、この遺族年金というものがその子供を支え家庭を支えるためにも大変重要なものである。しかし、私もいろいろ調べてみましたら、ちょっとこの遺族年金、まだまだこれも平等ではないんじゃないか、公平公正ではないんじゃないかと思われる点がございましたので、質問させていただきます。局長、お願い申し上げます。この遺族年金につきまして、夫婦の中で夫が働き、妻が主婦をしているというようなことが想定されていますでしょうか。お願い申し上げます。
- ○鈴木局長 …今御指摘がございました遺族年金は、世帯の生計の担い手が死亡した場合に、その死亡した方によって生計を維持されていた遺族の生活が困難にならないように所得保障をする仕組みでございますので、そういう意味では、現行制度は主に男性が家計の担い手であるという考え方が色濃い制度設計となっているところでございます。ただ一方で、社会保障・税一体改革の中で例えば父子家庭への遺族基礎年金の支給を行う、こういったように、より中立的なものとなるように対応してきているところでもございます。
- ○薬師寺みちよ委員 …ありがとうございました。資料三をお配りをいたしております。こちら見ていただきましたら、主要な、遺族配偶者に対する遺族給付、ほとんどの国では男女差はありません。二ページ目を見ていただきましても、やはり欧米諸国は、既に共働きが一般化したこの社会において、遺族年金制度設計に男女差はありません。日本だけが残っております。
  私もいろいろ審議会の議事録なども拝見をさせていただいたんですけれども、元々、平成二十六年十一月四日、第二十七回の社会保障審議会年金部会でこの在り方について検討をされております。それが私が今皆様方にお示しした資料でもございます。この辺り、今回の法改正のためのまさに審議が行われていたんです。これも、その俎上に上がったにもかかわらず、男女というこの差が残ったままであるよねという確認をしたぐらいでスルーされてしまいまして、今回の法案にも、今、私どもが共働きをして一般化しているようなこの社会の中でも、さらにこれ残ったまま放置されているという状況でございます。これは、この問題意識というものはまだまだ持っていただいているかと思いますけれども、共働きが一般化することを前提として、この遺族年金の在り方についてもしっかりと見直していくべきだと思いますけれども、大臣、御意見をいただいてもよろしゅうございますでしょうか。

(次頁へ続く)

# 平成28年12月13日 参議院 厚生労働委員会(遺族年金給付の男女差)③

- ○塩崎大臣 …この遺族年金制度に関して、今、男女格差というか、そういう御指摘をいただいたわけでありまして、遺族年金制度の在り方につきましては、平成二十六年から二十七年にかけまして年金部会で議論をいたしました。二十七年一月二十一日の取りまとめ議論の整理の中で、<u>男性も女性も共に生計を維持する役割を果たしているという考え方の下で、制度上の男女差をなくして、若い時代に養育する子供がいない家庭については遺族給付を有期化若しくは廃止とするというのが共働きが一般化することを前提とした将来的な制度の在り方ではないかという考え、そしてもう一方で、配偶者の年金から発生をいたします受給権が仮になくなることになると、現実に今配偶者が亡くなってそれによって生計を立てておられる方々がたちまち困窮に陥るということになるために、実態を踏まえて改革をしていく必要があるのではないかという整理がされたところでございます。したがって、異なる考え方が示されているわけでございまして、この議論の整理は、まさに今、薬師寺委員から示されました問題意識にも通ずるものであって、この点を踏まえて引き続きしっかり検討をしなければならない重要な課題だというふうに思っております。</u>
- ○薬師寺みちよ委員 …ありがとうございます。私の周りでも、やはり働きながら家計をフィフティー・フィフティーで支えていっている女性が大変多うございます。そうなると、じゃ、自分が本当にそこで命がなくなってしまったときには家計が支えていけなくなるよねと、まだまだ男女格差というものがこういうところに見受けられるんじゃないかということでございます。ですから、しっかり今後議論を展開をしていただきたいと思います。このままペンディングで、これだけが置いていかれまして、結局遺族厚生年金というものが、男性の方が、妻死亡、五十五歳以上の夫のみが受け取ることができるというふうなことがないようにしっかりとした制度設計をお願いいたします。そういうふうなことで、えっ、男性が、受け取れないんだ、そんなものという不信感にもつながってまいります。平等にやっぱりこれからの世の中、働き方改革もやるんでしたら、まさにこういう改革も同時に行っていただきたいというのが私の願いでございますので、よろしくお願いします。(以下略)

# 平成16年5月27日 参議院 厚生労働委員会 (収入要件850万円基準)①

- ○西川きよし委員 …この年金の在り方、女性のライフスタイルというこの検討会でも、少しやっぱり、審議会の皆さん、 御議論で、八百五十万円というのはやっぱりちょっと高過ぎるんじゃないかというような御意見もたくさん出ており ますけれども、毎年の年収を基に例えば年金額を調整したらどうだというようなことも言われておるわけですけれど も、そんな意見が多々ある中で、是非その辺りの検討ということは局長サイドではいかがなものでしょうか。
- ○吉武局長 …社会保障審議会の年金部会でもこの点については議論をしていただいております。高過ぎるのではないかという御意見もございました。それから、この要件が死亡時点において将来の収入を見込んで判断するということですので、この判断がなかなか難しいということがございますので、例えば遺族年金を毎年の収入によって支給するかどうか決めたらどうかというような御意見もございました。ただ、拠出制の年金につきまして言わば所得制限的なことを果たして入れていいのか。
  そして、入れました場合に、所得によって把握をいたしますので、例えば一部の方は支給停止になりますが、全員の方に所得を毎年毎年報告をしていただかないとこれは仕組みとしては機能しないというようなことがございまして、それから所得制限を設けますと逆に遺族の方々の就労意欲を阻害する可能性があるんではないかと。つまり、給与が増えると遺族年金が止まるという仕組みになりますので、自分で働こうという意欲を阻害するんではないか</u>というようなことがございまして、これはこれでなかなか難しい問題があるなということで、それで全体の今申しました支給停止みたいな仕組みに変えようというところまでは御議論が行かなかった次第でございます。

(以下略)

# 平成11年3月30日 参議院 国民福祉委員会(収入要件850万円基準)②

### (略)

- ○**堂本暁子委員** …それでは次に、遺族年金の支給者の問題に移りたいと思います。遺族年金も実際に個人単位に移った場合には、遺族年金の是非ということがまた将来は問題になると思いますけれども、現行法の中で遺族年金の支給対象者が妻である場合にやはりいろいろ問題が起こってくる。一番の問題は、死亡時に八百五十万円以上の年収がある場合には、その翌年に年収がゼロになっても遺族年金が支給されないというのは不公平なのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。
- ○**宮島審議官** …今、先生御指摘のありましたように、遺族年金につきましては、被保険者の死亡時に生計維持関係が認定されませんと支給されない形になっております。具体的には、死亡した被保険者と生計を同じくして、今ございましたように年収八百五十万円以上の収入を将来にわたって得られない場合には生計を維持されていると認定しております。しかしながら、この将来にわたってという部分でございますけれども、死亡時において年収が八百五十万円以上の場合であっても将来にわたって、おおむね五年程度を考えておりますけれども、五年以内には八百五十万円未満になると認められるような事情がある場合については生計維持関係があるものとして現在取り扱っております。

### (中略)

○矢野局長 …年金制度におきましては、老齢とか障害、死亡、これが保険事故とされておるわけでございまして、こういった保険事故が発生した時点で権利関係が発生するのが基本でございます。そして、保険事故発生時点の生活実態に着目してその当時の収入を保障する、こういう取り扱いをしているわけでございます。今おっしゃられるように、死亡時点だけじゃなくてその後の状況に応じて、例えば毎年所得調査をして年金を出したり出さなかったり、そういう考え方もそれはなくはないですけれども、そういうことは現在の社会保険方式でやっている年金制度の基本に触れる問題じゃないか、こう思っておりますし、そういう所得調査というのをずっと一生涯にわたってやるということが果たして事務的にも対応可能か等いろいろ問題があるわけでございまして、こういった問題というのは慎重に考える必要があるんじゃないかと思うわけでございます。

## 平成6年10月21日 衆議院 厚生委員会(収入要件850万円基準)③

#### (略)

- ○**岩佐恵美委員** …遺族年金の問題について伺いますが、遺族年金の妻の生計維持関係基準、これを六百万円から八百五 十万円にしたわけですけれども、この根拠は何だったのでしょうか。
- ○近藤(純)局長 …今回改正におきまして、遺族年金の生計維持要件を今までの六百万円から八百五十万円に引き上げたわけでございます。この八百五十万円の根拠の数字でございますが、平成三年度の厚生年金の標準報酬月額の上位一 ○%に当たる者の平均年収が八百三万円だったわけでございますが、これをもとに六年度まで延ばしたというものを もとに八百五十万を設定したわけでございまして、かなり高い年収の層というふうに理解しております。
- ○**岩佐恵美委員** …結果的には八年間六百万円のまま据え置かれたわけですね。わずかの金額の違いのために遺族年金が 受給できなかった、そういう遺族が私のところに手紙をよこして、何件かあるのですけれども、改善を要求してきて いました。本来、毎年引き上げるべきだったと思います。この間、他の年金額は物価スライドなどで二三%上昇して いるわけです。ですから、今度の八百五十万円の引き上げ、こういう運用に当たっては、本当に弾力的に行ってほし いというような要望があるわけですけれども、その点はいかがでしょうか。
- ○近藤(純)局長 …かなり低い水準でございますれば賃金とか物価の水準に大きな影響を受けるわけでございますけれど も、かなり高い所得水準になってございますので、これはやはり賃金動向を勘案しながら、財政再計算の際に検討す べき課題であるというふうに考えております。

(以下略)

## 平成16年5月13日 参議院 厚生労働委員会 (遺族厚生年金の30歳未満の者の有期給付化)

- ○**西川きよし委員** …本日は遺族年金制度の見直しについてお伺いをしたいと思います。今回の改正案で2つの項目で改正案が示されておるわけですけれどもその内容と趣旨の御説明をまずよろしくお願いを申し上げたいと思います。
- ○坂口大臣 …もう一つの方は、若い時代、<u>若い30歳未満で御主人を亡くされましたときに、30歳未満であればもう一度、そしてまたお子さんもないといったときには、もう一度就職をしていただくなり、あるいは技術を身に付けていただいて再就職をしていただくということが可能ではないかというので、30歳未満のその方につきましては、5年間という期限を付けまして、その間は遺族年金というものをお支払をしますと、是非その後は自立をして下さいということを申し上げているという点でございます。</u>
- ○**西川きよし委員** …この30歳未満の30歳という年齢のその根拠と申しましょうか、5年という期間の根拠と申しましょうか、是非本日はお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- ○吉武局長 …先生がおっしゃいました30歳未満ということでございますが、これは、考え方からしますと、必ずしも30歳でなくても、40歳でも50歳でもということがあり得るわけでございますが、現実には女性の、働いておられる、常用の労働者の方の男性との賃金比較で申し上げますと、20代前半というのは95%弱でございます。それから25から29で90%弱、それから30から34ぐらいで80%弱という形でございますが、これから上の方になりますと非常に賃金の違いが大きゅうございますので、そういうこともございまして一応30歳というところで、つまり男性と同じような賃金を取って働ける可能性も高いだろうというようなことも勘案をいたしまし30歳未満ということにいたしております。それから、5年間につきましては、亡くなられた後、例えば御自分で何らかの技術を身に付けるなり、そういう職業的な訓練を身に付けるというケースが多分出てくるだろうというふうに思っております。例えば、いわゆる3号の方でずっと家庭の主婦をしておられた方、でも自分の力で生きていかなきゃならない、そういうことを考えますと、やはり5年程度の準備期間といいますか、必要だろうということで、5年ということで提案をさせていただいております。
- ○西川きよし委員 …年齢だけで線引きをされるというのも若干ううんと思うんですけれども、中には、たとえお若い方であったとしても、 奥さんが病気で働けないとか、亡くなった夫の収入でしか生計を維持する手段がないという御夫婦も世間ではたくさんいらっしゃいま すし、こういった点については何らかの配慮というのがないような気もするんですが、ここは大臣に、局長答弁でよろしいでしょうか、 大臣にお伺いできたらと思いますが。
- ○**坂口大臣** …もし仮に、そうした皆さんで、やはりもう生涯立ち上がることができないといったような場合におきましては、他の救済措置、福祉全体の中でそこは考えていかなければならないことではないかというふうに思っております。
- ○西川きよし委員 …今回改正されますと、例えば働くことができずに収入が得られない遺族であっても、30歳未満であれば5年間の給付のみ。一方、1000万円の収入があったとしても、場合によっては生涯にわたって遺族年金が支給されるケースもあるということですが、それではアンバランス、そういう疑問も感じるわけですけれども、私が感じますところ、遺族年金の趣旨というよりも、やはり事務的に、そしてまた年齢で割り切ることで後々の行政側の負担というようなものが念頭にあるのかなと、考え過ぎかも分かりませんが、そういうことは少し疑念を持つというか、思うんですけれども、局長、これは局長さんというよりも大臣にお答えしていただいた方がよろしいんでしょうか。
- ○吉武局長 …遺族年金の問題も非常に難しいというふうに思います。この一番基本には、実は男女で違いがあるという基本的な問題がございまして、ただ、今回の30歳未満の方の見直しにつきましては、基本的にはやはり差をなくしていくという方向で考えましたときに、この年代の方についてはこういう手法で対応できるんじゃないか。ただ、その手法を今例えば40代の方、50代の方にそのまま適用するというのはなかなか難しいだろうということでございまして、そういう意味でこの遺族年金の問題というのは今後とも引き続き検討が続けられる問題ではないかと思っています。